

# 山西省における「小炭鋳現象」の政治経済学： 「内的発展モデル」の構築をめざして（＊）

陳 雲  
森 田 憲

## はじめに

われわれは、先に、長江デルタ地域に焦点をあて、その開発モデルにおける「経路依存性」と「脱経路依存性」およびそのダイナミクスについて検討を試みた（陳雲・森田憲（2010b））。そこで示した理解にしたがって言えば、浙江モデルは民間企業主導型の開発モデルであり、江蘇モデルは外資企業主導型の開発モデルであり、上海モデルは国有企業主導型の開発モデルであった。そして、浙江モデルに示されているような「内的発展モデル」、すなわち民間経済の効率性が重視され、かつその成長の成果が共有されているタイプの開発モデルの（「外的発展モデル」に比較して）優位性を述べた。

ところで、先にみたように、上海モデルは「国有企業重鎮」の立場にあったため、むしろ改革開放への足枷となったという、計画経済の時期からのネガティブな遺産を引きずっているという事情が存在した（森田憲・陳雲（2009））。また、浙江モデルは計画経済の仕組みから取り残されることによって、むしろ人的資源が効果的に保存され、改革開放によって成長へのきっかけを得ることができたという事情が認められる。そのことは同時に、膨大な人口と広大な国土面積ならびにさまざまな地域特性を有する中国を念頭におけば、上海のように国有企業による工業製品生産基地の役割でもなければ、浙江省のように計画経済当局から取り残されたわけでもない地域、すなわち原材料生産基地としての役割を受け持つこととなった地域が存在することを示すだろう。「モノカルチャー経済」の役割を負うこととなった地域である。概して言えば、一次産品に依存する経済がすな

わち歪んだ産業構造を持つわけでもなければ、開発停止の状態におかれるわけでもない。当該経済が比較優位産業に特化し、合理的に経済政策が策定されれば順調に成長軌道に乗るはずである。だが、「モノカルチャー経済」の多くはそうではなかった。比較優位産業には特化したとしても、工業部門の発展につながっていかなかったのである。南北問題が課題とした「所得格差」が起きることがとなった<sup>1</sup>。

本稿で分析対象としてとりあげる山西省の小炭鋳現象は、計画経済の仕組みをつうじて特定の「一次産品依存型」の産業構造が強制的に与えられ、本来保有しているはずの人的資源（民間経済の活力）の枯渇を余儀なくされた開発モデルというべき事例を示している。それは同時にまた、本来の「経路」に存在するはずの（人的資源を含む）さまざまな経済的資源を活用し、持続可能な「内的発展モデル」を構築する際に、深刻な阻害要因となる多くの「中国特色的」諸事情が存在することを示している。いわば、計画経済の時期からの遺産（東西問題の遺産）とともに、一次産品依存型経済からの脱却というもうひとつの遺産（南北問題の遺産）をともに引きずっており、それが「中国特色的」諸事情の関与のもとに非常に複雑な政治経済学的課題を形成し、そこからの脱却を困難なものにしているのである。

したがって、われわれは本稿において、「小炭鋳現象」という事例の分析をすすめることをつうじて山西モデルをたどり、中国の開発モデルが抱えるさまざまな諸問題を提示して、併せてそこからの脱却の方向を探ってみることとする。それが「内的発展モデル」の構築につながっていくものと考えられるからである。

<sup>1</sup> そうした事情については、例えば Spero（1990）参照。

中国はひとつの国の中に、「3つの世界」があるといわれる。確かに、中国自身、自国を「東部沿海部」、「中部」、「西部」という3つの地域に分類している。そして、1980年代以降、東部沿海開放政策、西部大開発、東北老工業基地振興策、中部振興策が次々ととられ、不均衡な発展戦略が展開されてきた。

だが、地理的状況、国有部門と非国有部門の比率、都市化率などの面をみると、明らかに各地域の特性はさまざまに異なっている。したがって、中国の漸進的改革路線において、各地域の体制移行の進捗度も同様というわけではない。本稿は、そうした各地域の特性を認識したうえで、山西省という中部地域に立地する資源大省に着目し、その開発における問題点と解決策の可能性について考えてみることを目的とする。

中国は世界第1位の石炭産出国であり、その生産量は世界の37%を占める。また、石炭は国内で最重要のエネルギー源であり、一次エネルギーに占める生産量と消費量はそれぞれ76%および69%に達する（国家発展與改革委員会（2007））。本稿で分析対象とする山西省は、中国で最も重要な石炭生産基地として名高い省である。

また、本稿で分析対象としてとり上げる「小炭鉱」とは、年間生産量9万トン以下の、多くの場合民間企業によって経営されている、炭鉱をさしている（ただし、山西省の「石炭新政」によって、2008年には30万トン、2009年には90万トンへ年間生産量の基準が引き上げられた）。そして、「小炭鉱現象」とは、事故の多発、環境の汚染、資源の浪費、官僚の腐敗等々さまざまな問題の発生を意味している。したがって、「小炭鉱現象」は、政治、経済、環境等の諸問題が複雑に関わる一大「生態系」とでもよぶべき事態を示しているといつてよい。

ところで、実際には、「小炭鉱現象」それ自体は山西省特有の現象というわけではない。中国における主要な石炭の産地（主に8つの省が該当する）に共通する現象である。ただし、山西省の石炭埋蔵量および採掘量はともに全国の首位を占めており、したがって同省の「小炭鉱現象」は、それに比例して、目立つ現象になるのである。

「小炭鉱現象」はいったいなぜ起きているのだろうか。その意味するところはいったい何だろう

か。本稿の試みは、「政治行為主義」という分析手法を用いて、「小炭鉱現象」という舞台上に登場するさまざまな主体を観察し、同時に彼らの行動の背後に存在する体制との関連を探ることをとおして、中国の体制移行の方向性を明瞭にすることを目的としている。

図1は、「小炭鉱現象」の生成要因および山西省政府主導の「石炭新政」の内容を示したものである。ちなみに、「小炭鉱現象」の生成要因として、政府側にしばしば強調されたのは「小生産規模、遅れた生産手段」だが、本稿ではむしろ他の2点（体制的要因）の重要性を指摘したい。すなわち、（1）外的には、「エネルギー消費型中国開発モデル」の存在であり、（2）内的には、「石炭資源利用における各種体制問題」が複雑に絡んでいる、という要因である。実際、「小生産規模、遅れた生産手段」とった小炭鉱の状態は、そうした諸要因の結果であると解釈され得るだろう。

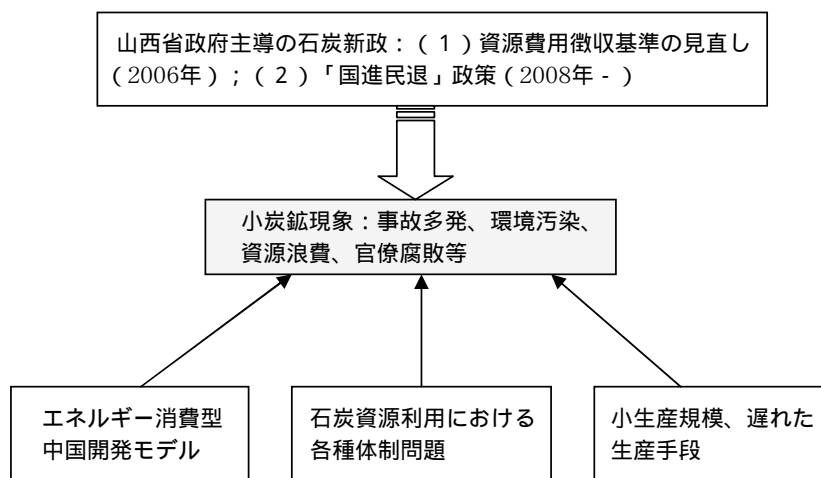
山西省政府主導の「石炭新政」はふたつの段階にわたって行われている。第1段階の「資源費用徴収基準の見直し」は2006年に行われ、第2段階のいわゆる「国進民退」政策（これは山西省自ら用いた言葉ではなく、外部の評論家による名称であり、山西省政府はむしろそれを否定している）は2008年から採用されている。

そうした諸事情をふまえて、本稿は以下のような構成ですすめられる。第1節では、山西省における「重層的経路」と「内的発展モデル」構築の課題について考えてみる。第2節では、一大生態系としての山西省の「小炭鉱現象」の現状と背後にある体制的要因の分析を試みる。そして第3節では、「小炭鉱現象」の解消をめざして、政府と市場の間でゆれる山西省の「石炭新政」の問題点を指摘する。最後に第4節において、「晋商」時代の山西省のルーツをたどり、「内的発展モデル」の可能性について論ずることとする。

## 1. 山西省における「重層的経路」と「内的発展モデル」構築の課題

いずれの国あるいは地域においても、持続可能な発展は最も重要でありかつ根本的な課題であるといえる。

図1 「小炭鉱現象」の生成要因と山西省政府主導の「石炭新政」



出所：筆者作成。

いったい山西省の経済発展にとって、石炭依存の産業構造ならびに「小炭鉱現象」、さらには資源枯渇都市への衰退といった一連の開発問題は必然的な帰結なのだろうか。「晋商」の歴史（後述）をみると、明らかにそうではない。現在の石炭依存型構造の形成は、1949年以降の中央政府の開発戦略の影響が大きかったのである。すなわち、山西省の「経路」は強制的に変更されたという経緯が存在する。いいかえれば、山西省の持続可能な発展を考える際、「重層的経路」という歴史的遺産と向き合う必要がある。

新制度派経済学による「経路依存性」という概念は、開発途上国の発展に発生したミスマッチを適切に解釈でき、その意味で有効である。したがって、広く用いられる概念となった。しかし、実際には、それぞれの主体に関わる経路は多種多様であり、いいかえれば「重層的経路」という概念の適切な認識こそ重要であるというのが、本稿の主張に他ならない。そして、開発戦略の理解に際して、それら多種多様な「経路」を分類し、何を解消して何を活用すべきであるかを精確に検証し、持続可能な開発戦略の枠組みとしてとらえる必要が存在する。

本稿では、このような「重層的経路」を適切に認識し、開発戦略に組み入れた開発モデルを「内的発展モデル」とよび（むろんその結果として持続可能な発展が実現可能である）、そうではない場合を「外的発展モデル」とよぶ。そうした枠組

みにしたがえば、「小炭鉱現象」および「国進民退」の議論に悩まされている山西省は、依然として「外的発展モデル」の状態にあると理解すべきものである。

体制移行とは、ある状態から別の状態に変化する「進化の過程」をさす。したがって、その到着点は、各種要件がそれぞれ複雑に影響をおよぼしてでき上がった一時的な「均衡点」というべき性質のものである。その意味で、体制移行を分析する際、それら各種要件が重要である、というのが本稿の主張に他ならない。

### 1-1. 体制移行における促進要因および阻害要因：「生存と発展」および「熱帯の農」

「生存と発展」は、個々の人びとおよび社会一般のいわば本能であり、願望に他ならない。したがって、最も根本的な体制移行の原動力であるといえる。その意味で、開発戦略は、持続性を持たなければならない。

「生存と発展」に比較して、「経路」も体制移行に対して重要な影響力を持つが、決定力を持つというわけではない。「生存と発展」が脅かされれば、（自滅を受け容れる人間や社会が存在しないと想定すれば）緩やかな脱却（漸進的改革）あるいは「強制突破」（急進的改革）がとられる。したがって、体制移行は、「生存と発展」という本能と願望に沿って、均衡点a、均衡点b、均衡

点c…へと移動する連続運動と理解すべきものである。

また、経路が発展に与える影響は2つのパターンに分けられる。ひとつは、ネガティブな影響であり、「熱帯の罨」効果がそれにあたる。もうひとつは、ポジティブな影響であって、「温帯」効果がそれである。それら2者の間を分けるのは、主体と環境との間に適度な緊張感が存在するか否かである。なお、その場合、「熱帯」とは、基本的には地理的状況をさすが、発展の段階において、非地理的な「擬似熱帯」の状態もまた存在し得ることはいうまでもない<sup>2</sup>。

例えば、農業文明が成熟した中国では、「擬似熱帯」の状況が出現したのではないかと考えられる。すなわち、高度な農業文明は人びとに安定した生活をもたらし、そこからの脱却は、リスクを冒すことを意味する。したがって、結局のところ、中国の宋朝、明朝、清朝の各時代はともに、資本主義が発芽したものの、いずれも統治者に厳しく抑えられる結果となった（重農抑商政策が普遍的にとられた）。保守的な政治指導者による文明進化の停滞が発生したのである。

そうはいつても、封建時代の中国において、商人グループおよび商業の発達各地で確認できる。図2は中国の歴史上、各地域に出現した主要

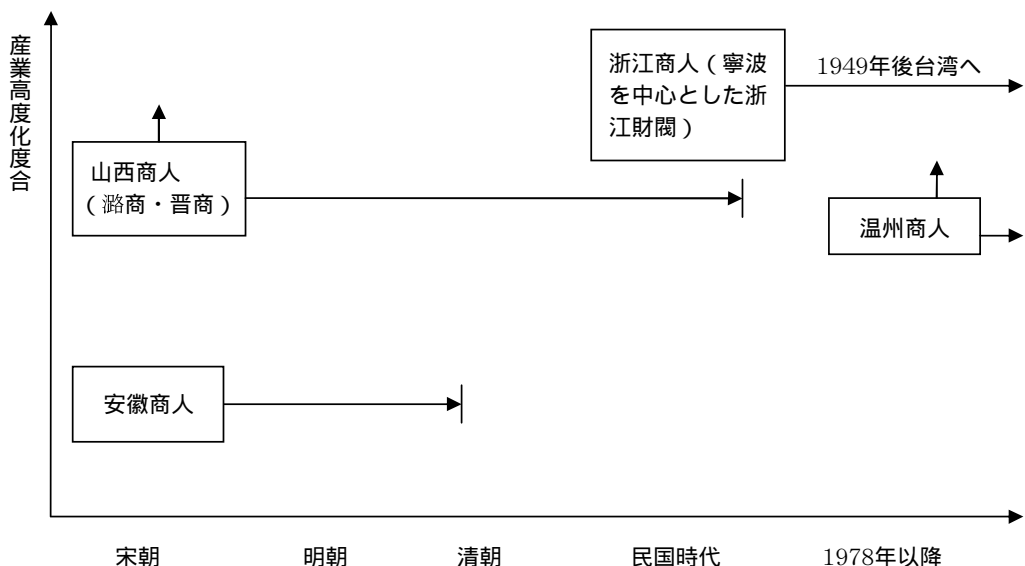
な商人グループの一部を示したものである。各グループは、それぞれの運命をたどっている。

宋朝の時代、「山西商人」と「安徽商人」がふたつの主要な系統を形成し、明朝の末期には、北に位置する晋商たちが山海関の北に出現した新しい少数民族政権（「金」）とうまく共存し、繁栄の礎を築いた。その後、民国時代に、国民政府の指導者蒋介石の出身地である浙江省寧波商人（浙江財閥）がその当時の舞台の中心を占めた。しかし1949年以降、蒋介石の台湾撤退によって、浙江財閥は大陸での影響力を失ったのである。

その後、1978年の（中国大陸における）改革開放政策で脚光を浴びたのは「温州商人」である。彼らは、「小商品、大市場」戦略のもとで、大きな成功をおさめた。温州を民間経済の一大中心地に作り上げたのである。1980年代以降とりわけ1990年代から全国進出をはたした温州商人の（民間）資本は、山西省の石炭産業にも向けられ、今日に至っている。しかし同時に、そこで遭遇したのは、2006年以降の山西省政府主導による「石炭新政」である（この点は後述）。

中国の今後の文化的進化および体制移行を考えるに際して、過去の経緯をふりかえってみることは大きな意味を持つといえる。たしかに、中国の今後の進化は、欧米の経験に学ぶところが多いこ

図2 中国の歴史における主要な地域商人グループ



出所：筆者作成。

<sup>2</sup> 「熱帯の罨」と「温帯効果」についての詳細な説明は、陳雲・森田憲（2010b）参照。

とはいうまでもないが、しかし中国自身の歴史の経験および教訓に学ぶこともまた多いに違いない。

本稿の分析課題、すなわち、山西省の経済発展にとって、石炭依存の産業構造、「小炭鉱現象」の混乱、ならびに「資源枯渇都市」への衰退ははたして必然的結果なのか否かという課題に照らして、山西省の晋商の歴史をふりかえてみると、決してそうではないと理解するのが適切である。

現在の石炭依存型構造の形成は、1949年および1978年以降の中央政府の発展戦略に大きく影響されたものである。すなわち、山西省の「経路」とは、新しい開発体制の導入によって強制的に転換させられ、重層化されることとなったという性質のものである。したがって、山西省の持続可能な発展を考える場合、「重層的な経路」という歴史的遺産と向き合わなければならない。このような「重層的経路」を適切に理解し、開発戦略に組み込んで、その開発モデルを「内的発展モデル」に転換させることが山西省の戦略的課題であると考えられる。

以下、山西省の経済発展に関する歴史的な「経路」を回顧してみることにする。そのなかに、今日の持続可能な戦略を立てるに際して、多くの反省材料が含まれているものと思われる。

## 1-2 経路はつねに重層的に存在する

経路は、樹木の年輪のように、重なって存在していくものと思われるが、しかしその存在の経緯をふりかえると、いつも完全に同じ方向を向いているわけではない。

「経路依存」はその効果という視点から、2種類に分けられる。第1は、時代のニーズに合致しており、「経路」の存在が「生存と発展」の目標にポジティブに働く場合である。その場合の「経路」は「社会資本」に等しい。第2は、時代のニーズに照らしてみても、「経路」の存在が「生存と発展」の目標にネガティブに働く場合である。当該社会は、いずれは「緩やかな脱経路」あるいは「強制突破」へ動き出すだろう。その際、「動き出す」エンジンとしていくつかの可能性が存在し得る。例えば、政治指導部主導（賢明権威主義主導）のケース、民間による自発的エンジン（内圧）に

よって発生するケース、そして一定の外圧というエンジンによって発生するケースなど、さまざまである。このようなプロセスは、明瞭に体制移行とよばれるケースに該当する。

本稿で焦点を合わせている、山西省の「経路」の場合、少なくとも以下の3つの層が確認できる。

### 1-2-(1) 歴史的に存在した「潞商」および「晋商」のルーツ（図3）

第1の層として、歴史的に存在した「潞商」および「晋商」の時代に遡ることができる。（「潞商」は「晋商」の先駆者とみることができるだろう）。前者は「炭鉱採掘および製品の加工・販売」を特徴とし、後者は中国金融業の元祖として有名である。以下、「潞商」と「晋商」の歴史をそれぞれふりかえてみることにする（表1）。

#### 1-2-(1)-①「潞商」の歴史について

明朝万暦から清朝道光の間、山西省の上党地域（現在の「長治」）は、中国で最も豊かな地域のひとつに数えられた。潞州を中心としたこの地域は、豊富な資源（石炭、鉄、銅、錫等）に恵まれ、塩、鉄、シルク、薬などの産業および流通が栄えた。そこで有名になったのが「潞商」である。

史料によれば、潞州地域の歴史は、炎帝と唐の時代にさかのぼるが、その時代の潞州の繁栄は農業文明の範疇にとどまった。真の意味での「潞商」の出現は明朝以降のことである。とりわけ明朝の中期は潞商の最も輝いた時代であった。その特徴および成功は、資源採掘、加工、流通までの産業の連関の形成にあると思われる。さらにまた、鉱石加工と流通業の発達、農業の副業にも波及効果をおよぼした（例えば、「潞州シルク」は江浙地域のシルクに並び得る北方地域唯一のシルクの生産地となった。そのほか、硝子、レンガ彫刻など多数の周辺産業が形成され、多くの名品が生まれた）。そして当時、潞州製品の市場は山西省にとどまらず、全国へ広がったのである。

なかでも特筆に値するのは、製鉄業の中心地、長治県蔭城鎮であった。明朝末期および清朝の初期に、北京の最も盛んな繁華街において相次いで、「裕興泰」、「東和豊」、「西和豊」、「慶順永」など

図3 山西省全図



出所：「百度空間」(<http://www.baidu.com>)より筆者加筆。

数十軒の鉄製品専門店が出現し、「臨汾産の鉄製品でなければ買わない」という流行語までできたのである。臨汾産の鉄製品は、生活および生産用の鉄製品全品種（3,000余りの品種にのぼる）をカバーしたといわれている。

蔭城鎮の優れた特徴は、ちょうど今日の温州商人のように、有名になった「蔭城ブランド」を生かして、周辺の長治、高平、壺関、晋城等諸県における数百の村落を巻き込んで、製鉄の規模拡大をはかったということである。当時、「高平の鉄、晋城の石炭、蔭城を離れたら何もできない」という民謡が流行した。そして良い品質を保つために、蔭城鉄製品には厳格な検査制度が用意されたのである。

蔭城製鉄業の繁栄は、民国時代になって以降もしばらく続く。蔭城鎮辛梓村西庵廟および石炭峪村玉皇廟の石碑の記載によると、清の乾隆、嘉慶の時期に、「蔭城鉄製品は全国へ奔流した」、「取

引量は年間1,000万両白銀余り」と記されている。小さな盆地である蔭城の奇跡は、強い商業意識と商人の人格的魅力によるものと分析され得る。宗族化経営、細分化された分業、全国的流通、誠実な経営は、臨汾モデルの特徴であり、臨汾商たちの富を累積させた源でもある（孫宏波・高春平（2009））。

しかし、アヘン戦争以降、分散した家内工業形態の蔭城手工業は、外来の資本に対抗できず、また技術革新にも遅れ（親子の間の技術伝承には限界が存在した）、市場を失ったのである。さらにまた、日中戦争の時期の1939年、長治県は日本軍によって占領され、製鉄業および手工業はほとんど停滞し、鉄製品の種類も200ほどに減って、外部への流通は完全に停止した。そうした停滞によって、臨汾地域の商業も衰退することとなり、臨汾商たちは歴史から消えることになったのである。

製鉄業が、石炭産業に深く関わる存在であることはいうまでもない。山西省では現在も「女媧補天」（中国では、女媧は人類を最初に作った女神であり、穴の開いた天を土で直したという伝説が残っている。当然、「補天」のときに用いた材料は地元産の石炭によって鍛えられたものである）の時に使われた「釜の跡」が残っている。

長治県（旧名「上党」）は、中国の石炭採掘と利用の発祥の地といわれている。戦国時代には、上党地域において、すでに石炭を燃やし兵器を鍛造していたと伝えられている。唐と宋の時代には、石炭の採掘および利用が普及し、しかも商品として流通している。明の時代に、長治の石炭産業はさらに盛んになり、于謙（当時の官職は兵部右侍郎）は上党を巡視した際、その盛況に接して、「詠石炭」の詩を残した。清の時代には、「重農抑商」（農業とりわけ食糧生産を重視し、手工業、商業および対外貿易を抑制した）政策がとられ、石炭が重要な燃料であるにもかかわらず、数回にわたって、石炭採掘に禁令が出された。

その後、1875年に、「洋務派」官僚李鴻章、張之洞などの働きによって、清朝が機械による石炭の採掘を認めることとなった。そして1911年、民族資本によって72の大型炭鉱が創設された。有名な開平炭鉱の1882年の生産量は3.6万トンであり、1899年には77.8万トン余りに達した。

表1 山西省における歴史的経路：「潞商」および「晋商」の時代について

	時期	所在地	特徴
潞商	明朝中期の万暦から清朝道光の間の時期。	上党地域（現在の「长治」）。	資源採掘、加工、流通に至る産業連関の形成。さらに、鉱石加工および流通業の発達は、農業の副業にも波及効果が認められる。小さな盆地である蔭城の奇跡は、強い商業意識と商人の人格的魅力によるものである。宗族化経営、細分化された分業、全国的流通、誠実な経営は潞州モデルの特徴であり、潞商たちの富の蓄積の源でもある。
晋商	広義の晋商は潞商を含むが、狭義の晋商は、清朝時代に「票号」の経営で成功をおさめた商人たちをさす。	平遥県、祁県（山西省中部太原盆地の南端に位置する）を中心に、山西省全域にわたる。	清朝の時代に入って以降、山西省全域に広がる商業文明は全面的な開花の時期を迎えた。とりわけ高度な商業形態—「票号」（初期の銀行業）—がこの地で発祥した。「票号」の経営に成功した「晋商」は、名実ともに中国銀行業の元祖であるといえる。

出所：筆者作成。

その製品は当時の大都市天津、上海、福州などへ運ばれた。なお、1890年に、中国は発電所の建設をはじめたが、1911年時点でも、発電所の数と規模は小さく、たかだか照明用のみの発電量にとどまった。

#### 1-2-1(1)-②「晋商」の歴史について

広義の「晋商」は、明および清の時代から民国時代まで、長い時期にわたる山西商人をさしており、狭義の「晋商」は、清の時代に「票号」の経営で成功をおさめた商人たちを意味する（山西省の位置については、図4参照）。清の時代に入って以降、山西省全域に広がる商業文明は全面開花の時期を迎えた。とりわけ高度な商業形態—「票号」（初期の銀行業）—は、この地を発祥とする。「票号」の経営に成功した「晋商」は、名実ともに、中国銀行業の元祖といってよい。

なぜ清の時代に「晋商」が名をはせることになったのだろうか。それには理由が存在する。

内モンゴルに近い山西商人は、はやくから、張家口を拠点に「遠域外貿易」につとめた。当時満州族がつくった「後金」政権に物質的援助を提供したのみならず、情報伝達にも支援の手をのばした。清が中原に入って以降も、山西商人たちとは良好な関係を維持したのである。「皇商」とよばれた漢族の商人たちは、清の兵士の軍事物資および軍費の調達に積極的な役割をはたした。こうし

た統治者との人脈によって、「晋商」の事業規模はますます拡大し、足跡が全国に広がることとなったのである。同時にまた、国際貿易の面でも、「晋商」は大いに活躍し、ロシア、朝鮮、日本に貿易の拠点を設立している。

この時期、「晋商」が残した多くの貢献のなかで最も顕著なものは、いうまでもなく「票号」（送金業務を中心とした金融サービス業）である。

「票号」が生まれる以前には、商人たちは現金取引を行わなければならなかった。記載された史料によれば、山西平遥県（太原盆地の南端に位置する）の商社「西玉成顔料荘」は北京、天津、四川など各地で支店を開設している。総経理は雷履泰という人物であった。「西玉成顔料荘」の北京支社は、当時よく山西籍同郷の友人に、「北京と平遥、四川、あるいは天津」の間の送金を無償で手伝っていたところ、依頼人がますます増えるようになった。ビジネス・チャンスを感じとった雷履泰は、「日昇昌」を設立し、顔料のほか、票号を兼務したのである（その時点から、一定の手数料をとるようになった）。そして、「票号」業務が絶大な人気を博することになり、雷履泰は本業である顔料をやめ、票号に専念するようになった。中国「票号」の第一号の誕生である。

その後、「日昇昌」票号は、山西商人の取引地域の調査をすすめ、天津、張家口、瀋陽、蘇州、上海、アモイ、広州、桂林、重慶、長沙などで

図4 中国の行政区画



出所：「2003 - 2004 中国まるごと百科事典」(<http://www.allchinainfo.com>) より作成。

次々に支店を開設した。そして、商人の業務のみでなく、政府関係の業務も増えていった。資本の増加に伴って、「日昇昌」の支店数もますます増えていくこととなった。さらに、送金業務のほか、貯蓄業務および貸付業務も行うようになった。こうした成功例に接した他の山西商人も、票号に投資をはじめ、次第に山西の票号はかなりの規模にまで拡大することになった。アヘン戦争の前には、山西の票号は8社存在している。アヘン戦争後の10年間に、「日昇昌」、「蔚丰厚」、「日新中」3社が23の都市に35の支店を設立している。太平天国の乱の後、清政府の財政はさらに困難になり、山西票号は清政府の対外財務活動を担当することとなった。海外に支社を設立するようになったのである。例えば、祁県合盛元票号総經理の賀洪如は、1907年、日本の神戸、東京、横浜、大阪に支社を設立している。また、平遥の永泰裕票号は、インドのカルカッタに支社を設立した。

「晋商」が、中国の金融史に残した業績は以下のように要約される。

第1に、成功した山西商人は、大量の資本を故郷に持ち帰り、山西省の手工業の発展に貢献したということである。さらに全国的規模で商品交換を促進し、自給自足経済の解体をもたらすこととなった。清の乾隆の時代に、山西商人王廷相が銅鉞に、劉永和が龍門炭鉞にそれぞれ投資を行っているのがその事例である。

1648年、清政府は製塩業の規制を官営から民営へ緩和した。それによって、多くの民間資本が製塩業に参入し、大規模な塩田では2万人の労働者が雇用されている。ヨーロッパにおける資本主義初期の手工業の規模をこえる水準だったと思われる。

第2に、経営面での人材育成に多大な貢献を行ったということである。山西商人の資本は、工業部門であれ金融サービス部門であれ、資本の所有者が直接経営に携わるのではなく、優れた才能を持つ経営者を雇うのが一般的である。経営者は、定期的に資本の所有者に報告を行い、その経営実績によって職にとどまるか否かが決定される。こ



のような所有と経営の分離による「経営者責任制」、およびその後実施される「頂身株」制度（経営者株）の導入は、経営者に大きなインセンティブを与えることとなり、経営面での人材の育成・成長を促すこととなった。

第3に、職業教育を発展させたことである。元の時代から山西運城の塩田業者は、塩商の子弟のために「運城塩運使司学」という名の職業訓練学校を設立している。内モンゴルの包頭城（現在のモンゴル国のコブド-科布多-）にも、モンゴル地域で商業活動を行っていた商人たちは職業訓練学校を作った。例えば、コブドの学校は「大盛魁」商社が設立したものであり、山西省で15-16歳くらいの男子を募集し、モンゴル語、ロシア語、カザフ語、ウイグル語および商業に関する知識の訓練を行った。おおむね半年後に、各支社に見習いとして派遣し、年配の社員に随って研修を行うという決まりであった。

第4に、民間による送金や決算等の金融サービス業務を発展させただけでなく、今日の中央銀行のような「同業公会」も設立している。さらにまた、山西商人は最も早い時期に国際金融サービス市場に参入した商人グループでもある。

以上のような業績は、山西商人のビジネスにお

ける卓越した才能をよく表しているように思われる。

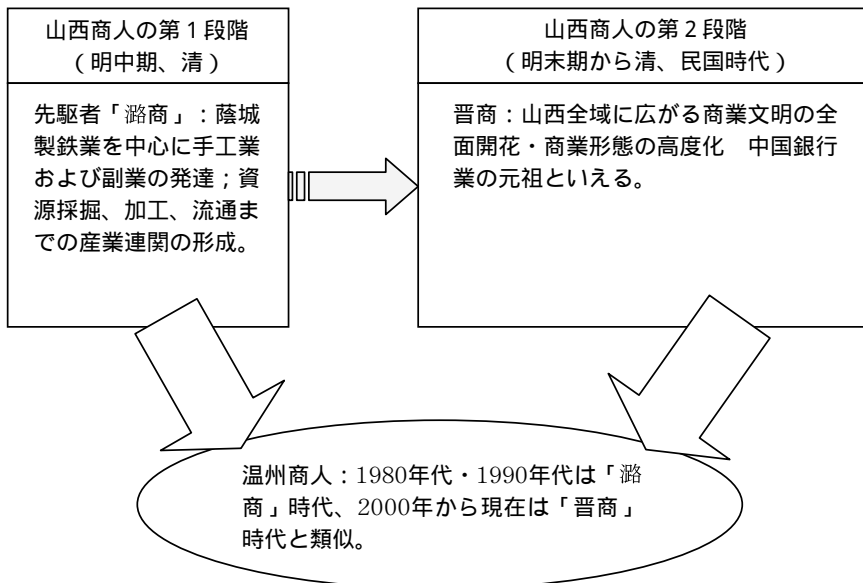
### 1-2-(1)-③ まとめ

以上に述べたような、「潞商」から「晋商」へのプロセスは、連続したものととらえることができる。「晋商」の先駆者である「潞商」は、蔭城の製鉄業を中心に手工業ならびにその副業も発展させている。また、資源の採掘、加工、流通までの産業連関の形成も、「潞商モデル」の特徴であるといえる。

それに対して、主に清朝との強い人脈を利用して全国および世界へ羽ばたいた「晋商」は、「票号」という早期銀行業を創設し、ビジネスの発展につとめた。

実のところ、「小炭鉱現象」における今日の温州商人というグループは、「潞商」と「晋商」の合体を試みたものと理解できる（図5）。実際、1990年代までの温州モデルは「小商品、大市場」といわれ、「潞商モデル」とよく類似している<sup>3</sup>。その後、21世紀以降発展をとげた温州の民間企業は、積極的に「温州財団」を発足させている。製造業の発展は、必然的に高度な金融サービスを要請する。かつての「票号」も今日の「温州財団」

図5 山西商人と温州商人の類似性



出所：筆者作成。

<sup>3</sup> 温州モデルについては、陳雲・森田憲（2009）参照。

も、自然発生的に出現したものに他ならない。

ただし、今日の山西省「小炭鉱現象」という舞台において重要な演出をしたのは、「晋商」ではなく、温州商人である。「晋商」の没落と「温州商人」の繁栄は何を物語っているのだろうか。

山西省で活躍した温州商人が享受したのはもっぱら富および栄光というわけではない。小炭鉱現象の悪評の流布によって「悪名」も被せられた。さらにまた、2008年以降、温州商人たちは「国進民退」を内容とする「石炭新政」の嵐に晒されている。嵐の中心に位置する温州商人の今後の見通しはどうか。「晋商」のたどった路から逃れられるだろうか。

かつての小農経済の時代でも、1949 - 1978年の計画経済の時代でも、民間経済に対する厳しい規制が存在しても、広大な中国において、各地域の草の根の商人グループが活躍してきた(図2)。地下に潜った時期があったとしても、最終的には芽を出し、大きく成長していくに違いない。そうした意味で、1978年の改革開放は、政治指導者のツルの一声で発生したものというだけではなく、悠久の大地で育まれた民間経済の活力の共鳴が存在したことによるものと考えられる。

計画経済から市場経済への体制移行は、合理性への収斂であると理解できるだろう。すなわち、合理性にもとづく体制は一時的に抑圧されたとしても、最終的には勝ち抜いていくだろう。先に述べたとおり、「生存と発展」は人間の本能であって、「熱帯の罨」があったとしても)自滅したくなければ、より合理的な仕組みにシフトしていくことになる。中国の古書『易』にあるとおり、「窮則変、変則通、通則久」(窮地に立てば、変化が求められる。変化すれば、道を通り抜けられる。道を通り抜けたら、物事は持続的に長く発展できる)という意味)の法則は、まさにそうした事情を物語っている。

### 1-2-2(2) 計画経済体制期の遺産

第2の層として、計画経済体制期の遺産があげられる。当該時期には、中国の国家としての発展戦略として、重化学工業が最も優先度が高かった。山西省は、豊富な石炭埋蔵量を保有しているために、「晋商」からの「脱皮」を余儀なくされるこ

ととなった。さらに、この強制的な「脱皮」のプロセスは、中央集権体制の手に委ねられたのである。

山西省は、中国の中部地域に位置し、中国では経済発展レベルの低い省に該当する。また、石炭資源が豊富であり、一次産品依存型の産業構造が形成されている。

それでは、資源の豊富な内陸地域の発展がはじかれ、資源の乏しい沿海地域の発展がすすんでいるという現象はどのような要因によるものだろうか。「経路依存性」にもとづく解釈があり得るかもしれない(「オランダ病」の説明がそれにあたる)。だが、先に述べたように、清朝や民国の時代までは、「晋商」(山西商人)は優れた金融業で世に知られていた。したがって、そうした経緯が示しているのは、山西省における一次産品依存型産業構造は、自然発生的にでき上がったわけではなく、計画経済体制によって生み出されたものと考えられるということである。

中国は社会主義国であり、1980年代以降の体制移行は、二重の移行を意味している。すなわち、伝統経済から現代経済への移行であると同時に、計画経済から市場経済への移行でもあるということである。中国は、現在、市場経済体制への移行過程にあるが、むしろ計画経済体制からの移行が完全に終わったわけではない。したがって、山西省の経済発展は、計画経済体制からの移行の進捗度に有意に依存しているといえる。

### 1-2-2(3) 改革開放期における石炭依存型中国開発モデルの影響力

第3の層としては、改革開放期に行われたさまざまな「軌道修正」が新たな経路を形成しているということである。山西省にとって、とりわけ高度成長および石炭依存型の中国開発モデルの持つ影響が大きいだろう。

中国の一次エネルギー利用状況をみると、石炭依存率が70%に達している。たしかに第11次5カ年計画(2006 - 2010年)期間中再生可能な資源の開発がすすめられているが、しかし、石炭の重要性が簡単に低下すると考えるのは難しい。したがって、経済発展にとって最も重要なエネルギー源としての石炭をめぐる利益獲得競争は、いっ

そう熾烈なものになるように思われる（景気の好況期にはとりわけそうである）。「小炭鉱現象」は、まさにその熾烈な競争の象徴的な事例といってよい。現在の「中国開発モデル」は、「低コスト依存」、「エネルギー消費型産業依存」を特徴としている。開発モデルの進化がなければ、「小炭鉱現象」も簡単には解消し得ないと理解すべきであろう。

概していえば、中国の低コスト依存型開発モデルは基本的に3つの低コストに依存している。すなわち、(1) 労働者権益の軽視、(2) 環境コストの軽視、(3) 資源コストの軽視である。本稿でとりあげる石炭資源は、中国一次資源利用のうちで最も重要な地位を占めるが、同時に多くの炭鉱生産の現場では、低賃金のほか、労働者の安全と健康を軽視する傾向が存在する（中西部貧困地域の労働者にとって、炭鉱での所得水準は他より高いため—また中西部地域での非農就労の機会自体が少ないため—、多くの労働者は危険を冒してでも炭鉱労働者になりたがる傾向がある）。また、炭鉱生産が周辺環境（水、土壌および自然環境）におよぼす影響もコストとして計上されていない（陳耀（2007））。いわば、中国の石炭産業は中国の高度成長を支えている川上産業だが、当該産業自体が中国開発モデル同様に、低コスト依存となっているのである。

### 1-3 体制移行は均衡点の連続移動のプロセス

巨大プロジェクトとしての「体制移行」（漸進的制度変遷）は、このような一連の「均衡点」の連続移動ととらえるべきものであろう。むしろ、均衡点の連続移動の軌跡は、すべての場合に円滑な右肩上がりのシナリオどおりすすむとはかぎらない。「緩やかな脱経路」や「強制突破」が簡単に行えるわけではないし、実際、乱高下や、逆戻り等も十分にあり得る。とりわけ「強制突破」に該当する急進的改革の場合には、システムの混乱が発生しやすい。

「晋商」時代から数えてみると、山西省は幾多の脱皮を経験している。そのなかで、1949年以降の第1回目の脱皮、1978年以降の第2回目の脱皮、さらに2006年以降のいわゆる「石炭新政」という第3回目の脱皮は、それぞれ「強制突破」

の色合いが強かった。ただし、それぞれの主導的役割は、第1回目は中央政府によって行われ、第2回目は中央政府と山西省政府の共同決定として行われ、そして第3回目は主として山西省政府によるイニシアティブによっているという相違が存在する。もっとも、そうした強制的な連続突破のプロセスをとっても、「有水快流」政策（「石炭資源保有地域で、あらゆる手段を動員し、採掘を行って利益を得ること」を意味する）にしても、「国進民退」政策（「大型国有企業による小炭鉱の強制合併吸収」を意味する）にしても、システムの混乱は一向におさまらなかった。

それでは、山西省の持続可能な発展戦略をどう構築すべきだろうか。本稿において、われわれは、山西省の発展モデルが「内的発展モデル」へ収斂していくべきものであるという主張を試みる。

## 2. 一大生態系としての山西省の「小炭鉱現象」

### 2-1 山西省の石炭産業の変貌

山西省は中国最大の石炭生産基地であり、同地域の域内に大同、寧武、西山、沁水、霍西および河東という6大石炭埋蔵地を有する。山西省の石炭埋蔵量と生産量は、全国のそれぞれ3分の1および6分の1を占め、それぞれ全国第1位である。そのほか、山西省では石炭の品種が完備されており、コークス炭および無煙炭の埋蔵量はそれぞれ全国の2分の1を占めている（崔民選（2006））。

以下、改革開放期以降の山西省の石炭産業を簡単にふりかえてみよう。

石炭は改革開放以前から山西省の支柱産業であった。改革開放以降の高度経済成長の到来に併せて、山西省での石炭産業の位置づけはむしろ強化されたといえる。1982年、中央政府は山西省に「エネルギー化学工業生産基地」を建設することを決定し、集団の投資（県以下の郷・鎮・村政府の投資をさす）および個人の石炭採掘業への参入を認めた。いわゆる「有水快流」政策である。当該政策以降、「小炭鉱」が雨後の筍のように出現することとなったのである。

しかし、この政策には副作用が存在した。1985

年、山西省の石炭採掘量はすでに省外への輸送能力を超過してしまったのである。以前の「列車が石炭を待つ」状態がいつの間にか「石炭が列車を待つ」状態へと変化した。1987年には、環境汚染、資源の枯渇が深刻化し、規制を試みたが、しかし顕著な効果があったとはいえない。

1990年代、景気の変動を経験することとなった中国において、石炭産業の経営もまた激しい浮き沈みを経験した。とりわけ1990年代末には、石炭市場の需要停滞に見舞われ、多くの郷・鎮・村など集団経営の「小炭鉱」は、産出した石炭を販売できなかった、あるいは売掛金の回収難に陥った。多数の倒産炭鉱は、低い請負価格で民間に経営権を譲渡されることとなった。実際、「中国のユダヤ人」といわれる温州商人の多くは、この時期に資本を投下し、山西省の石炭産業への参入を試みている。

2000年以降、景気の回復に伴って、エネルギー需要が再び高まり、石炭の価格も上昇傾向をたどった。そしてこの時期、多額の利益を獲得した「炭鉱主」たちは脚光を浴びはじめることとなった。中国の景気回復に伴って、「小炭鉱現象」が中国の各地で群発し、温州商人による資本の存在がいつそう注目される存在となった。同時にまた、「小炭鉱」の急速な発展に伴って、事故の多発、資源の浪費、環境の汚染、官僚の腐敗等の諸現象が頻発したのである。そして2006年以降、山西省では、石炭新政の第1弾として、「炭鉱の財産権の改革」（主として資源費用算定基準の見直し）

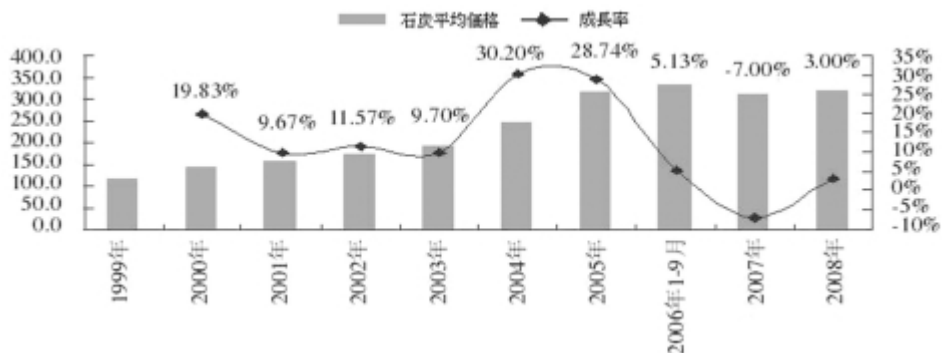
を試み、さらに2008年以降、第2弾としての「国進民退」（大型国有石炭企業が小型民間炭鉱を強制的に買収・合併することを示す）とよばれた政策措置は多くの議論を巻き起こすこととなった。そして、温州の投資家の利益を守るために、浙江省政府が山西省政府との交渉にのぞんだこともひとつの注目すべき焦点だが（先に述べたとおり多くの温州商人が山西省の「小炭鉱」に投資を行ったが、「国進民退」政策によって、膨大な損失を被ることとなった）、当面、浙江省政府対山西省政府の交渉はいかなる積極的な効果を生んだともいい難い（ただし、2010年3月、「国進民退」政策の正当性をめぐり高まった民間の議論への正式な対応として、国務院常務会議では、これまで独占としていた幾多の分野への民間の参入促進や規制緩和を宣言している。この点については、第3節参照）。

図6は1999－2008年の石炭の価格変動であり、石炭価格の上昇の趨勢が確認できる。

総じていえば、1980年代以降、山西省経済が持つ「石炭依存」の特徴がすすむ一方である。産業構造は石炭、冶金、コークス、電力という石炭関連の4大産業へますます集中している。実際、2005年には、4大産業の工業付加価値生産高が山西省工業付加価値総生産高の80%近くを占めている。また財政収入の50%近くを4大産業に依存するようになってきている（周建軍（2007））。

開発経済学でしばしば提起される「オランダ病」という現象が存在する。自然資源の豊富な地域は

図6 1999－2008年の石炭価格変動



注：2007年、2008年は予測値。

出所：君略研究報告ネット (<http://www.dataci.cn/Html/Coal>)。

過度に資源に依存し、短期的・中期的には街起こしの効果を持つにしても、次第に多くの社会的・経済的問題を惹起し、やがて「資源枯渇都市」として衰退してしまうという現象である（これはまさに「熱帯の罨」効果の発生プロセスといえる）。このような「資源に呪われた」オランダ病は中国でも現実化しつつあるものと思われる。中国の資源型都市は118を数える。そのうち炭鉱都市は63であって半数以上を占める。2008年3月に、第1回目の「資源枯渇都市」が認定されて12都市がリストにのぼり、さらに2009年3月に行われた第2回目の認定では、新たに32都市が加わったのである。「資源の呪縛」はすでに起きているといえる。

本稿において分析対象として取り上げる山西省の「小炭鉱現象」は、「経路」と「現実」の葛藤の場でありながら、体制移行期における中国の「政府と市場」、「中央と地方」および「地方政府間」の関係も顕著に示している。また、炭鉱労働者の貧困と人権、地元腐敗官僚の現状、資源大省である山西省の持続可能な発展の諸問題等、社会的、経済的、政治的諸問題もまた同時に浮上することとなったのである。

以下の節で具体的にみてみよう。

## 2-2 「小炭鉱現象」の表現

山西省石炭産業における顕著な特徴は、いわゆる「小炭鉱現象」である。小炭鉱はいつの間にか、環境破壊、資源浪費、事故多発、官商癒着などの「原罪」を背負うようになった。しばしば、小炭鉱の生産規模が小さく、生産手段も遅れていることが原因だという指摘がなされる。そうした原因は、後に行われた「石炭新政」の正当性を強調する理由ともなった。だが、小炭鉱に課せられた数々の「原罪」の生成要因は、生産規模の問題というより、エネルギー消費型開発モデルおよび石炭資源利用における各種体制問題（後述）の方が明らかに重要である。それは、小炭鉱現象の解消が、強制合併・再建によって解決されるほど簡単な問題ではないことを意味する。われわれのみるところ、したがって、小炭鉱現象からの脱却とは、行き着くところ、体制移行に託すより他にない。

以下では、小炭鉱現象の具体的表現とこの舞台

に登場した役者たちを観察してみることにする。

第1の表現は、環境破壊と資源浪費問題である。

実際、1982年の「エネルギー・重化学工業基地」建設をめぐる審議会の中で、「有水快流」政策のもとでの環境破壊および資源浪費が予測されている。その場の専門家たちは、次のような楽観的な見解を持っていた。すなわち、5-10年もたてば、小炭鉱は自動的に現代的採掘手法を導入し、石炭関連産業も発展するだろう。また、山西省の石炭資源は豊富だから、多少浪費をしたとしても、50年間の経済成長を十分に支えることができる。そして、50年後には、石炭はエネルギー分野から消え去り、新しいエネルギーに代替されるはずだ、という見解である。しかし、30年近く経った現在、当初予測によるネガティブな影響は現実となったが、楽観的な見解の方は全く見通しが立っていない。

小炭鉱は使用权（採掘権）を持つのみであり、かつ期限付きである。したがって、一般的に算定する年間生産量より過剰に採掘することとなる。また、資源費用は、実際に採掘した石炭の量を基準に計算されるため、回採率がきわめて低い（全国の小炭鉱の回採率は20-30%ぐらいであるといわれている）。明らかな資源浪費現象の存在である。さらに、小炭鉱が違法に炭鉱の境界線をこえて、採掘行為を行うことも珍しくない。それによってさまざまな資源と生態の破壊を招いている。

回採率を高めるために、2006年に「資源費用徴収基準の見直し」が行われたが、十分な効果を持っていないことは明瞭であろう（この点は後述）。

第2の表現は、事故多発問題である。

中国では、炭鉱の所有権（国が保有）と採掘権（投資家としての企業が保有）の所在が異なる（後述）。むろん、採掘権には時間的制限が存在する。したがって、採掘権を持つ投資家は自営（自ら炭鉱を経営する）の他、下請制をとるのが一般的である。何段階かの下請制のもとで、安全を保障するための資本投下を惜しみ、コストを極度に下げるための「工夫」が下請業者によって実施されてきた（張蓮蓮（2007））。こうした下請業者による利益獲得行動は、石炭産業に対する種々の管理体制の不備とあわせて相乗効果を発生させ、最

最終的には小炭鉱事故の多発を招くこととなったのである。

表2に示されているように、1998 - 2005年の間における中国の年間炭鉱事故死亡者数は、毎年6,000人前後に達している<sup>4</sup>。第10次5カ年計画期間（2000 - 2005年）の間、全国炭鉱事故の死亡者数は30,885人にのぼる。そのうち、郷鎮レベルの炭鉱（実際の経営は、民間に委託するケースがほとんどである）事故死亡者数は60.6%を占めている。2006年の統計によると、小炭鉱の生産量は全国の37.9%であるのに対して、事故死亡者数の比率は72.3%に達する。また、石炭生産量100万トン当り事故死亡者数は3.89人に

のぼり、全国平均（2.04人）の1.9倍に相当する（それぞれ国有重点炭鉱の6.19倍、地方国有炭鉱の2.04倍に達する）。

小炭鉱の遅れた技術水準（機械化採掘の割合が低く、人力で採掘を行う場合がほとんどである）が事故の原因とみられ、2008年以降に行われた「国進民退」政策の正当性ともなった。だが、小炭鉱現象をめぐる各種管理体制の抜本的見直しがこの政策には含まれておらず、当該政策の効果は疑わしいといわざるを得ない（後述）。

第3の表現は、深刻な「官煤政治」の存在である。

1980年代以降、民間企業による採掘権の取得

表2 中国の石炭生産量と事故死亡者数

年	すべての炭鉱				小炭鉱		
	石炭総生産量 (億トン)	事故死亡者数 (人)	石炭生産量 100万トン当り 事故死亡者数 (人) (A)	(A)の対前 年比増減率 (%)	事故死亡者数 (人)	石炭生産量 100万トン当り 事故死亡者数 (人) (B)	(B)の対前 年比増減率 (%)
1990	10.58	10,315	6.16				
1991	10.44	9,777	5.21				
1992	10.61	9,683	4.65				
1993	10.77	5,148	4.78				
1994	12.55	6,463	5.15				
1995	12.33	10,572	5.03				
1996	13.74	9,974	4.67				
1997	13.25	7,083	5.10				
1998	12.22	6,135	5.02				
1999	10.45	5,539	5.30				
2000	11.50	5,798	5.71				
2001	11.50	5,670	5.29				
2002	14.20	6,995	4.64				
2003	16.67	6,702	4.17				
2004	19.56	6,027	3.08				
2005	20.60	5,791	2.81	-8.8			
2006	23.25	4,746	2.04	-27.4	3,432	3.89	
2007	27.16	3,786	1.49	-27.2			
2008	27.16	3,092	1.18	-20.4			
2009	29.50	2,631	0.89	-24.5	1,754		
2010	32.53	2,433	0.75	-17.5	1,700	1.42	-6

出所：国家労働安全監督局資料および筆者計算。

<sup>4</sup> 中国の石炭生産量は世界全体の約35%だが、事故死亡者数は世界全体のおよそ80%に達する。石炭採掘量100トン当りの炭鉱労働者死亡者数は、南アフリカの30倍、アメリカ合衆国の100倍に相当する。中国は、世界で、炭鉱労働者死亡者数の最も多い国である（楚刃（2008）参照）。

は、「競売制」ではなく、「行政許可制」によって行われた。したがって、(1) 国家所有の資源を民間がほぼ無償で入手できるという不合理さが残り、また(2) 深刻な「官商癒着」の現状が存在する。「無償入手」の代償として、莫大な「交際費」(賄賂)が実際に採掘権を入手するプロセスで渡され、その後も継続されるのである(継続的な接待や賄賂だけでなく、炭鉱の一部の株権を地方官僚に譲る一通称「官株」一帯癒着の方式はさまざまである)(阿祥(2005))。ちなみに、炭鉱主は「不合理に」入手した採掘権を守り続けるために、各方面(各レベルの政府機関や官僚たち)への「交際費」を惜しまない。そこで、多くの当該政府関係部門で働く地方官僚たちは小炭鉱の寄生者として存在する。特殊な体制移行の時期に生まれた特殊な構図というべきものである。

実際、現状は深刻そのものである。2006年に、山西省左雲県張家場郷新井炭鉱で発生した「5・18」重大事故に関する調査会で、国家労働安全監督局長李毅中は次のように述べている。「何度も取締りをしたにもかかわらず、なぜこのような炭鉱がいまも存在しているのか。このような炭鉱には不法生産、生産能力をこえる生産実態が長い間存在している。県・郷政府および関係監督管理部門はまったく知らなかったのか。関係部門はどのように監督管理責任をはたしているのか。このような炭鉱にこれほど多くの安全問題が存在しているにもかかわらず、なぜ6種類の生産許可書類を揃えることができたのか」。左雲炭鉱には、資源管理、生産管理、安全管理、火薬品管理、経営管理等各種の重大な違法行為が存在するにもかかわらず、6種類の生産許可書が揃え得た理由は誰の目にも明らかである<sup>5</sup>。「官煤癒着」の結果に他ならない。

国家労働安全監督局は、今後事故の背後に存在する腐敗問題を重点的に調査すると明言した。具体的には、炭鉱の株権構成に官僚と国有企業経営者が入っているかどうか、生産許可書の発給に権力と金銭の取引がないかどうか、違法炭鉱の生産と経営に地方官僚が公然とあるいは暗黙に支持を与えたのかどうか、事故発生後の処理に際して地方官僚が欺瞞行為に加担していたのかどうか、

等々を重点的に調査するということである<sup>6</sup>。だが、事故発生後、数人の責任者を罷免することによって、国民の怒りを一時的に沈静させたとしても、事故発生メカニズムにメスを入れないかぎり、悲劇の解消は困難である。

実のところ、小炭鉱における「官株」を取締まるために、2005年に、全国に通達を出している。当該通達によれば、地方官僚が持つ炭鉱株を手放さなければ免職処分となる。仮に違法行為があれば司法機関へ提訴する。また、「官株」の取締りに消極的な態度をとり、真実を隠しあるいは虚偽の資料を提示するものに対しては、同じく厳正な処分を行う、等々である。2005年9月22日が最後の期限であった。

しかし、地方官僚からの抵抗は凄まじいものであった。期限前に「出頭」する官僚は少なかった。一部の官僚は公然と「官職を辞めても、株権を手放さない」と明言した。その後、河南省は単独に「最終期限」を10月10日、さらに10月15日へと延期したが、顕著な効果はなかった。2006年5月、河南省規律検査委員会等9つの部門が共同で、再度、「最終期限」を7月1日に延期した(高福生(2006))。輪ゴムのように随意に伸ばせる「最終期限」に対しては、国民が唖然とする他なかった。

体制移行期の中国において、小炭鉱のみではなく、多くの分野で権力の腐敗行為が確認されている。公共利益と社会的公平・公正を犠牲にした腐敗の普遍化は、当然政治不信を招く。権威主義体制のもとで推進された「政府主導の開発モデル」は、次第にディレンマに陥っているものと思われる。

経済社会の近代化の加速化は、しばしば腐敗の増幅の時期と重なる。しかし、近代化とはあくまでも外的な要因であり、腐敗の深刻化は、基本的には有効な抑制制度が存在しないためである(Huntington(1968))。ミュルダールによれば、多くの発展途上国は、「ソフトな国家」体制に陥る(Myrdal(1968))。腐敗は公と私を混合する「官僚家産体制」の結果であり、発展を泥沼に引きずり込むおそれがあり、危険である。

<sup>5</sup> 『新京報』社説(「五毒俱全の炭鉱はなぜ6つの生産許可書が揃ったのか」(中国語)、2006年5月29日付)参照。

<sup>6</sup> 2005年11月1日、国家労働安全監督局長の李毅中が記者会見で行った談話による。

## 2-3 中国の石炭資源利用をめぐる体制問題

先に述べたように、小炭鉱現象の明瞭な顕著化は、エネルギー消費型開発モデルおよび石炭資源利用における各種体制問題が根本的な原因である。本稿では、主としてそのうちの石炭資源利用における各種体制問題について考えてみることにする（なお、前者の原因については、Chen Yun (2009) 参照）。

### 2-3-1(1) 石炭資源の採掘権獲得をめぐる体制問題

#### 2-3-1(1)-① 採掘権における「行政許可制」

先に述べた「有水快流」政策のもとで、石炭産業が発展し、地方政府に税金をもたらした。しかし同時に多くの問題が残されることとなった。たとえば、計画経済体制の慣習にそって、1980年代の石炭採掘権は「行政許可制」であり無償で取得できた。その際に生まれることとなった諸問題はおおむね以下のとおりである。(A) その後、「請負制」等によって、炭鉱の経営権が国から民間へ譲渡されたにもかかわらず、非国有の炭鉱でもまた資源無償取得のメリットが享受されつづけたのである。さらに、国有の炭鉱においても、国の資本への配当金（収益権）が確保されていないというのが現状である（李北方（2006））。また、(B) 「行政許可制」のもとで、無償取得が可能な採掘権と（景気回復期に）市場での取引で得られる膨大な利益との差異は、権力腐敗の温床となった（前述）。

#### 2-3-1(1)-② 所有権と採掘権の分離問題

中国の地下鉱脈はすべて国有だが、1980年以降、採掘業における資本の多様化がすすみ、実際の採掘は民間に委ねられている事例が多い（民間が持つ採掘権は、さらに下請で、分散化されている）。所有権と採掘権の分離は、短期の利益獲得を目的とする行為を招くこととなった。すなわち、採掘権者は短期間（請負期間中）に最大量の鉱石を採掘することを目的として、回採率を低くし、資源を浪費しただけでなくまたコストの投入を惜しみ、安全生産の面で大きな問題を誘発したので

ある（前述）。

### 2-3-1(2) 石炭資源の収益体制：中央地方間の財税制問題

地方政府の小炭鉱を温存する姿勢の背後には、明らかに、中央地方間をめぐる財税制問題が存在する。

まず、移行期の中国において、「分税制」が実施されているが、実際の分税制は中央と各省の間だけであって、省以下は依然として「財政請負制」のままである（地方政府の階層が多すぎることも、「分税制」を徹底できない要因である）。また、権威主義体制のもとで、財政権と事務責任の非対称性がますます明らかとなり、基礎地方政府になればなるほど、財政難が深刻である（いうまでもなく、山西省のような後進的な地域はいっそう深刻である）。

地方政府にとって、小炭鉱は税金と雇用の増大ならびに GDP 成長率の上昇を意味する。さらにまた、財政難に悩まされている基礎地方政府は、小炭鉱主たちに「寄付」を求めることが慣習となっている。例えば、山西省某県における 100 余りの炭鉱主たちは、地方政府のよびかけに応じて、2003 年から地元の道路や橋などのインフラ建設に協力してきた。寄付の総額は、2004 年には 2.7 億元に達し、2005 年にも 2 億元をこえている。当該県長によれば、それは韓国の「一鉱一業」行動（ひとつの鉱山はひとつの村起こしに協力する）に習ったものだというのである。

山西金業石炭コークスグループ会社は、2001 年に設立されたものだが、2003 年と 2004 年の 2 年間の納税額はそれぞれ 1.34 億元および 1.81 億元に達し、納税額は、山西省の民間企業のうちで鉄鋼業大手の海鋼グループに次いで第 2 位である。当該企業のみで、2 年の間に、地方の道路建設に 200 万元、エコ・タウン改造に 161 万元をそれぞれ寄付している。このようにして、資金を渴望する地方政府と「原罪」を抱える民間小炭鉱主たちの間には、暗黙のルールが形成されており、一種の「互酬」関係が形成されている。

さらに、エネルギー関連税金については、企業所得税、資源税、営業税、付加価値税、消費税、都市維持建設税など、さまざま存在する。そのう



ちで、消費税は中央税だが、企業所得税および付加価値税は中央地方共有税である。また、資源税や都市維持建設税およびその他の税収は地方税となっている。しかし、地方税とはいっても、省、市、県、郷、鎮の取り分はそれぞれどのような比率なのか、いっこうにはっきりしない。各省でそれぞれ異なっているのである。

エネルギー産業の特徴として、大規模な生産は小規模な生産より効率的であるといえる。しかし、規模の大きい企業ほど税収は高いレベルの地方政府に帰属するのである。したがって、当然、税収の最大化という実利的観点から、基礎レベルの地方政府はエネルギー産業の大規模化に熱心ではない。数々の取締りにもかかわらず、多くの小炭鉱が延命となったのはそうした事情による（包全永・蘇明・傅志華（2006））。

エネルギー産業の効率性と安全性はむしろ重要なことだが、中央政府と地方政府の間に財税制の利益の対立が存在しているかぎり、現場管理者としての地方政府（国の出先機関も結局は予算と人事で地方政府に依存しているため、独立した声が出せない状態にある）は小炭鉱温存の姿勢に傾くこととなる。1994年の「分税制」改革は、再検討の時期に来ているといえよう。すなわち、中央および各レベルの地方政府に、事務権（当面は「事務責任」という他ないが）にふさわしい財源の確保（一次財源の分配および規範的財政移転政策）が、どうしても必要である（Chen Yun（2009）, Chapter 4 参照）。

### 2-3-3 (3) 石炭産業の監督・管理体制

立憲政治の根本的な目的は、国民の権利を守るために政府の権力を監督することである。しかし中国の現状はそれから全く乖離している。権威主義体制は、これまでの改革開放に威力を発揮した反面で、大きな「付け」も残したのである。今後の、中国の法治社会構築の最大な難問は、法によって国民を管理する難しさではなく、法によって政府および官僚の行動を監督する難しさである。権威主義体制のディレンマはこれからさらに拡大していくだろう。

以下、石炭産業の監督・管理体制における諸問題を簡単に指摘しておきたい。

第1は、石炭産業の監督・管理部門は数多く存在しており、どうしても混乱を免れないということである。また、権威主義体制のもとで、以下にリストアップする所管部門の一部官僚が腐敗に関与し、小炭鉱現象に拍車をかけたといわざるを得ない。権威の喪失とガバナンスの無効化が進行する一方である。

「山西省石炭資源の整理・整頓と有償利用方法」（2006年政府令187号）の第4項は以下のとおりである。

県レベル以上の人民政府が本行政地域内における石炭資源の整理・整頓と有償利用に責任を持つものであり、県レベル以上人民政府の関係部門は、以下の責務をはたすべきものである。すなわち、

（一）国土資源部門は、石炭資源の整理と有償利用において、総括者の役割をはたす。具体的には、石炭資源の埋蔵量を確認し、採掘権変更の登録および関係資源採掘費用を徴収する。

（二）石炭工業管理部門は、炭鉱生産能力を認定し、整理・合併後の炭鉱建設プロジェクトの初期審査、完成後の検査、石炭生産許可証書の発行などに責任を持つ。

（三）石炭安全監督部門は、整理・合併後の炭鉱建設プロジェクトにおける安全施設の設計に対する審査、完成後の検査、炭鉱安全生産条件の審査、石炭生産許可証書の発行に責任を持つ。

（四）工商部門は、整理後炭鉱採掘権の保有者に変更があった場合、変更後の企業株構成について審査し、企業名称の予備審査と登録に責任を持つ。

（五）財政部門は、採掘権関係資源費用の徴収、国土資源部門とともに資源採掘関連費用を国有株および国有資本に転換する業務を審査する。

（六）国有資産監督管理部門は、資源採掘関連費用を国有株および国有資本に転換する業務を監督・管理する。

（七）行政監督部門は、行政機関および官僚が石炭資源の整理と有償利用における責務の履行を監督する。

第2は、国から地方まで各種の法規が数多く存在するということである。例えば、国家発展與改革委員会所属エネルギー局のホームページには、11の石炭関連法規が並んでいる<sup>7</sup>。しかし、いったん炭鉱事故が起きた場合、国家労働安全監督局

はまた新たな指導意見、方法あるいは通知を出す<sup>8</sup>。つまり、法律がないことではなく、遵守されないことが問題なのである（もちろん、中国の法律に何の問題もないというわけではない。例えば、原則的な法律が一般的であって、厳格な手続きに関する欠如が目立つ。また、法律の空白領域も多く存在している）。それでは、なぜ民間企業に法を遵守しない「勇氣」が認められるのだろうか。「官煤政治」という構造のもとにあって、民間企業の違法行為は、法を度外視する地方政府ならびに官僚の「権威」の行使に順応したものにすぎない。民間企業にみられる常時の「法律無視」という状態は、結局のところ、民間企業の問題というよりも、体制の問題に帰着するものである。

第3は、石炭産業に関する各種問題への対処策は、「無作為」と「キャンペーンをつうずる取締り」の両極端が認められるということである。その際のメカニズムとは以下のようなものである。すなわち、平時に、有効なガバナンスが欠如しているため、事故が多発する。そうすると、中央政府の「激怒」を買い社会の「反発」を招く。そこで現れるのは「キャンペーンをつうずる取締り」である。しかし、そうした「キャンペーンをつうずる取締り」が有効に機能していく方式であるとは考えられない。

第4は、国は石炭産業に対して、長期的に安定した政策を策定せず、常に「その場限りの」対応に終始するのが現状だということである。石炭の供給不足の時期には、取締りを緩め、供給過剰の時期には、取締りを強化して対応するという具合である。したがって、「小炭鉱」は問題を惹起する主体であると同時に、不安定な政策の被害者でもあるという位置づけといってよい。

## 2-3-(4) 問責制度の問題点

社会契約論の視点からみると、政府の権力は国民から委託されたものであり、常時権力に対する監督が必要である。何らかの権力の不正な使用があれば、議会をつうじて政府の責任が問われる

こととなる（議会での質疑や、弾劾制度、さらに内閣に対する不信任案の提出等である）。それは問責制度であり、問責の主体は明らかに国民および議会であって、問責の対象は行政府の主要な責任者たちに他ならない。

中国では近年、「問責」という言葉がよく使われるようになった。しかしその対象は結局のところ行政府内部の問責にとどまっている。いいかえると、行政府の上層部が下級行政部門の責任者を「問責」という形式（罷免や刑事責任への提訴）であり、しかも、問責で処分された責任者の情報が社会へ公表されず、処分を下されたはずの責任者たちは法の外に逃れる事例が多発している。さらに、いわゆる処分を受けても、事態が沈静化した後に、また別の部門で登用されるという事例も目立っている。このような問責の現実、行政府内部の「問責制度」の欠陥を明瞭に現している。内部による監督のシステムは明らかに信憑性を欠くものといわざるを得ない。

例えば、2005年11月27日、黒竜江龍煤鉍業グループ有限公司の七台河支社である東風炭鉍（国有企業）において、重大な煤塵爆破事故が起きた。171人が死亡、48人が重軽傷を負ったのである。直接の経済的損失は4,293万元にのぼった。調査の結果、当該事故には、責任の所在が明瞭であるものと認定され、省の経済委員会と省の石炭安全監督局の監督責任が追及された。19人の事故間接責任者が党内規律ならびに行政規律違反の処分を受けた。そして、炭鉍幹部である11人の事故直接責任者は刑事提訴されている。

当該「問責」事例においても、行政府内部（および党の内部）で行われ、国民の参加は存在せず、人民代表大会（議会）の介入もなかった。その結果、2年後の2008年、国家労働安全監督局長の李毅中が、監督チームを率いて七台河を訪れた時点で、刑事責任を問われたはずの11人の当事者は事実上処分から逃れていることが発覚したのである。李毅中のコメントは、「七台河党委員会、七台河市政府が、この業務を重視したか否かは疑問である。公安、検察等の各部門の協調には問題

<sup>7</sup> 石炭関連法規は、「中華人民共和国鉍山安全法」、「中華人民共和国鉍山安全法実施条例」、「石炭生産許可証書管理弁法」など11を数える。国家發展與改革委員会所属のエネルギー局 HP (<http://nyj.ndrc.gov.cn/nyfbb/nyf.htm>) 参照。

<sup>8</sup> 石炭関係の政策文書は、体制のメカニズム、業界管理、企画、探査採掘、工程建設、生産管理、経営管理、安全管理等13の章からなる。国家労働安全監督局 HP (<http://nyj.ndrc.gov.cn/nyfbb/nyf.htm>) 参照。

があり、明らかに積極的ではなかった」というものであった。ただし、李毅中のコメントについても、国民の存在感は希薄であり、違和感を感じさせるものである。

本来、問責の責任者は人民代表大会（議会）のはずである。「中華人民共和国憲法」第71条の規定によると、「全国人民代表大会および常務委員会は、必要に応じて、特定問題の調査委員会を組織することができる。調査報告書にもとづいて決議を行う。調査委員会が調査を行う際には、あらゆる国家機関、社会团体および公民が資料を提供する義務を負う」。しかし、多発した炭鉱事故や食品安全事件、児童殺傷事件等の社会問題に直面して、全人代および各地方の人民代表大会が「調査委員会」を組織した事例は存在せず、その代わりに、行政府内部の問責が盛んになっているのが現状である。国民は、目まぐるしい「問責」の事例を目のあたりにすることになったが、いっこうに改善の兆しはみえない。

国民不在の中国式「問責」制度は権威主義体制が生み出した制度に他ならない。責任をとる政府を構築するためには、体制の立て直しが不可欠である。

## 2-4 まとめ

「小炭鉱現象」の生成要因は、したがって、政府側からしばしば強調された「小生産規模および遅れた生産手段」という側面よりも、むしろ体制的要因が重要であるという側面を、本稿では、指摘しておきたい。具体的にいえば、外的には「エネルギー消費型中国開発モデル」の存在が大きな影響力を持ち、内的には「石炭資源利用における各種体制問題」の存在こそ、小炭鉱現象を突出した社会的、経済的、政治的現象に仕上げている要因に他ならないという事情である。

こうした視点からみると、2006年以降（とりわけ2008年以降）に行われた山西省の「石炭新政」には限界が認められる。第1に、資源費用徴収基準が見直されたとしても、不十分であり、第2に、「国進民退」を内容とする2008年以降の政策は、合理性ならびに正当性の側面で多くの問題点を残しているのである（次節参照）。

## 3. 政府と市場の間でゆれる：山西省の「石炭新政」をめぐる

2006年以降、山西省では、「石炭新政」をとり入れ現在に至っている。第1段階として、「炭鉱の財産権改革」すなわち資源費用徴収基準の見直しが試みられた。そして、第2段階では、「国進民退」政策が打ち出され、大きな議論をよんでいる。以下具体的にみてみよう。

### 3-1 第1段階：資源費用徴収基準の見直しと効果

2006年2月、「山西省石炭資源整理・整頓と有償利用弁法」（山西省政令第187号）は、それまでの試行錯誤にもとづいて、全国に先立って採掘権の有償化をスタートさせた。当該「弁法」によると、採掘権関連資源費用は、炭鉱の埋蔵量と石炭の質によって徴収される。1,000万元以下の場合には、一括払いとなるが、1,000万元以上の場合には、最高6年間の分割払いが可能である。徴収責任者は県政府であり、徴収した資源費用は3：2：5の割合で省、市、県の間で配分される。ただし、費用徴収については、（1）現金徴収、（2）国有株化、それに（3）国有資本金化、という3つの方式が設けられている。また、徴収の際、異なる品質の石炭の徴収基準は以下のとおりである。（1）coking coal（粘結炭）、1/3 coking coal（粘結炭）、rich coalは3.80元/トン、（2）blending coal（lean coal、meager lean coal、gas rich coal）は3.10元/トン、（3）anthracite coal（無煙炭）は3.30元/トン、（4）meager coalは2.70元/トン、（5）high-quality steam coal（高品質ボイラー用炭）（weak to glue coal）、gas coalは1.50元/トン、そして、（6）その他の石炭は1.30元/トンである。

この新しい「弁法」は、従来のエネルギー基金のように、実際の採掘量で徴収するのではなく、埋蔵量にもとづいて徴収を行う。それは採掘業者の回採率向上に一定の寄与をするものと評価されている。報道によれば、臨汾市で1年余り試行された結果、回採率は従来の20-30%から60-70%へ高まった。また、資源費用計算方式の変更によって、小額投資の小炭鉱に「圧力」をかけ、

炭鉱の大規模化をはかることも目的に含まれた。

しかし実際には、現在の石炭市場価格（約300元/トン）に比べて、採掘権関連資源費用の額（約3元/トン）は微々たるものに過ぎない。掠奪型採掘の現状がそれによって解消され得るのか、疑問視する声大きい（李北方（2006））。実際、石炭業の整理・整頓にあたって、地元政府は要求されたとおり、一定の割合で小炭鉱を閉鎖することを慣習としているが、閉鎖された炭鉱と残りの炭鉱との間の、生産手段や規模などの側面での違いがそれほど大きいというわけではない。さらに、炭鉱主たちは、「好景気の時期に、全力で生産を増やし、1—2年の間に大儲けできる」ものと信じ、資源への破壊的採掘パターンをつづけることとなる。そうした現状は簡単には変わらない<sup>9</sup>。

### 3—2 第2段階：「国進民退」政策の目標と成果

「国進民退」といわれる一連の政策の核心は、2008年と2009年に、山西省政府によって発表されたふたつの公文書に定められている。すなわち、「山西省人民政府が石炭企業の合併・再建を加速化させるための実施意見」（23号文）および「山西省人民政府が石炭企業の合併・再建問題をさらに推進するための通知」（10号文）である。そして、政策目標は、「大型石炭企業が中小企業を合併・再建することによって、大型企業主導の炭鉱開発体制を形成させる。科学的整理・整頓、合理的配置、小炭鉱の閉鎖と大型炭鉱企業の建設によって、炭鉱生産の安全性を高め、炭鉱全体の発展

水準を推進させる」ということである。一連の政策の中心課題は、安全性と効率性の追求に他ならない。

上記公文書の中には、「国進民退」という表現はないものの、「小炭鉱の閉鎖と大型炭鉱企業の建設」（「閉小建大」）といえ、民間企業の生存空間が大きく圧縮されるのは当然である。小炭鉱は「合併」、「再建」、「整理・整頓」される。具体的には、企業合併、協定による移譲、共同再建、資本参入などの方式がとられることとなる。

政策の実施は解体をつうじて行われる。そして、実施主体は各市・県政府、および国有重点炭鉱企業である。各地域は、自主的に具体的実施方策を策定できるが、最終的決定権は省政府の設立による「石炭企業合併・再建・整理・整頓工作指導グループ」に委ねられる。上記10号文には、「省政府が石炭企業合併・再建・整理・整頓工作指導グループを設立し、合併・再建工作に対して統一的に指導を行う。…（事務局が一筆者注一）合併・再建・整理・整頓方策を集中的に受付け、審査を行う。その後省政府に提出し、批准を経て実施される」と記されている。なお、10号文の付録によれば、指導グループのメンバーは省長、副省長および各関係機関の正副責任者から構成される。そして、政策規定をみると、今回の石炭新政は集権的色彩が強く、トップダウン式に行われることとなる。

山西省政府の発表によると、山西省の炭鉱数は2008年末の2,598から2010年末の1,053に減少している。そして、そのおよそ70%の炭鉱の年間生産量が90万トン以上に達している一方、年間生産量30万トン以下の小炭鉱はすべて淘汰さ

<sup>9</sup> 2010年6月1日から、新疆ウイグル自治区では全国に先立って、資源税改革の試みを行った。当該改革は、2011年に、全国的に実施される予定である。今回の資源税改革の鍵は、徴収基準を従来の「量による徴収」から「価格による徴収」に変換するという点に存在する。

山西省は、中国のエネルギー大省であり、そのうち石炭がエネルギー関係税に占める割合は80%に達する（2009年）。だが、資源税は地方税の主要な税目でありながら、省全体の財政収入（1,600億元）に占める比率はわずか3%未満にすぎない。今回の資源税改革により、山西省は年間50—200億元の税収増加を見込んでいる（新疆ウイグル自治区の実験では、資源税の税率は5%だが、将来の正式実施時点では、この税率は5—8%に決定されるという説が一般的である。ただし、2—5%の説もある）。一方、石炭業界にとって、この資源税改革は短期的には当然負担増となる。したがって、その連鎖として、川下の電力産業、鉄鋼産業などの価格も上昇しかねない。実際、2010年上半年には、全国的に石炭の買占め現象がみられた（とりわけ火力発電所ではそうである）。消費者物価への影響も懸念される。

同時に、これまでのところ、石炭採掘企業は地方政府によってさまざまな「費用」が徴収されている。例えば、現在1トン当り3.2元の資源税、30元の付加価値税以外に、1トン当り40元の石炭持続可能発展基金、および3元の水資源費用をおさめなければならない。新しい資源税の実施により、これらの費用の撤廃が企業側から求められることになるだろう。

れている。その理由は、炭鉱生産の機械化が実現されたためであると説明されている。

山西省の「国進民退」政策に対する世論の批判の激化を受けて、山西省石炭庁は公の場で、「当該政策は「国進民退」ではない。再編成後の炭鉱のうち、国有炭鉱が20%、民間炭鉱が30%、国有と民間の混合所有炭鉱が50%、すなわち2:3:5の構成比率である」と反論している。しかし、実際には、ほぼすべての混合所有炭鉱で、山西省所属の大型国有企業が支配権を持っている。したがって、生産能力からみると、国有石炭企業と非国有石炭企業の比率は2:1であり、炭鉱数からみると、両者の比率は1.3:1である（王秀強（2010）参照）。

大小さまざまな改革は、したがって、必然的に利益の調整をもたらす。山西省の石炭新政は短期間に行われたため、利益獲得競争がとりわけ激しかった。以下、利益獲得競争劇における損失主体と利益主体をそれぞれみてみよう。

### 3-3 利益獲得競争劇における「損失主体」

#### 3-3-1(1) 小炭鉱主である温州商人たち

損失主体としては、当然、第1に小炭鉱主をあげなければならない。石炭新政のもとで、小炭鉱主の選択肢はふたつである。すなわち、(1)炭鉱を売るか、(2)株主として残るか、のいずれかである。前者の場合には、資産価値の評価が低く抑えられることが懸念されるが、後者の場合には、支配株主になれないため、経営決定権を失う。さらにまた、多くの民間投資家は、国有企業の効率的経営に信頼を寄せられず、むしろ前者を選択する人が多い。

そのなかで、小炭鉱主の身分もまた注目された。小炭鉱主には、多くの浙江商人（とりわけ温州商人）が含まれている。温州商人は、しばしば「中国のユダヤ人」とよばれる。だが、山西人も「晋商」の歴史と伝統を持っており、「北方にいる南方人」とよばれたのである。石炭新政という舞台において、「今日の浙商」対「昔の晋商の子孫」の戦いが繰り広げられた。

浙商が山西省で投資した炭鉱は400-500社存在するといわれ、しかもそのほぼすべてが、30

万トン以下の規模のものである。したがって、それらは「合併吸収」の対象となる。例えば、山西省寧武県には全部で62の炭鉱があるが、そのうち温州商人が投資した炭鉱は17であって、すべて今回の合併の対象となった（胡文瑾・陳義・潘祝平（2009））。

実際、「国進民退」政策の推進にあたって、民間企業からの抵抗は予想より小さいものであった。資源採掘権を取得した際に背負った「原罪」（資源の無償利用および利権の存在）が要因ではないかと考えられる（むろん、実際には、「国進民退」政策は民間投資家たちの権利を侵害するものなのか、市場経済化改革の後退であるとか、社会的にさまざまな議論が噴出していることはいうまでもない）。

#### 3-3-2(2) 浙江省と山西省政府の交渉と事件の影響

こうした事態に対して、浙江省政府が黙っていたわけではない。各種の政府あるいは政府系機関があらゆる手段を行使して、山西省に働きかけた。2009年4月、山西省浙江企業連合会は、山西省党書記あてに、「300億元投資を水に流さないように：生産再開のための緊急報告書」を提出した。そして、2009年11月、浙商資本投資促進会は杭州において、「地方産業政策の連続性と企業投資」に関する研究会を開催し、山西省関係部門の出席を要請したが、拒否された。浙江省国土庁、司法庁および省作家協会は共同で、「山西省で投資した浙商企業は、山西石炭業界の合併・再建の政策のもとで重大な損失を被る可能性が大きい」という調査報告書を提出している。2010年時点において、浙江省の努力が実っているとはいえないのが現状である。

今回の石炭新政が、山西省にとって利益があるとしても（安全性と効率性を高めることによって、事故発生率が低下し、山西省政府の監督責任が軽減される—それはあくまでも仮説であって、実際のところ、問題はそれほど簡単ではない—）、リスクが存在するのは明瞭である。地域保護主義的「合併吸収政策」は、民間と他省の利益を損なったのみならず、投資政策の不安定性から、信用が失われ、今後の山西省の投資環境に対する民間投

資家の評価は明らかに低下するだろう。

山西省の石炭政策については、2006年以降「ころころ」と変わった。「ブレる」政策は市場に対する影響が大きく、不評を買うこととなった。まず2006年に、山西省は、前述した資源費用徴収基準の見直しと並行して、大規模な石炭業界の市場経済化に向けた改革を推進した。それによって多くの民間資本が参入している。だが、2008年に入ると、政策が急転換し、「国進民退」政策がとられて、参入した民間資本は明らかに犠牲者となった。次に、2008年の23号文と2009年の10号文の間にも、政策的「ブレ」が確認できる。例えば、調整終了後の全省の炭鉱数を、2008年の1,500炭鉱から2009年の1,000炭鉱へ減らしたのみならず、合併対象企業の基準も、「年間生産量300万トン/年以下」、「ひとつの炭鉱の規模は90万トン/年以下」という条件を新たに追加している。

政策策定における恣意性は、人治社会の特徴であり、市場の取引費用を大きくする結果となる。市場経済体制の推進にとって、ネガティブな影響を持つことはいうまでもない。

### 3-3-3 (3) 省以下の地方政府および地方官僚たち

前述のとおり、1994年の「分税制」は、結局中央と省の間でのみ行われ、省以下は依然として、財政請負制が継続されている。企業もまた、規模に応じて、税が省、市、県、郷、鎮に帰属される。したがって、大型国有企業による中小企業の強制的合併・買収は、省以下の地方政府にとって、必ずしも喜ばしいことではない。実際、今回の「石炭新政」が開始される以前に、一部の地方政府は県内の小炭鉱を自主的に合併させ、外来の大型企業に飲み込まれることを意識的に回避したがったのである。

また、地方官僚の場合も、ある意味で「損失主体」といえるだろう。先に述べたとおり、炭鉱開業に際して複雑な手続きをふまなければならない。行政手続の申請にあたっては、贈賄はあたり前のように行われた。一説によれば、各種の許可証書を揃えるには、500万円が必要だといわれる（夏陽（2009））。そのほか、官僚が小炭鉱株を保有す

ることも一般化した（「官株」）。「小炭鉱消滅」を目標にする今回の「石炭新政」は、これらの官商癒着型官僚に対しても影響をおよぼすに違いない。

### 3-3-4 (4) 炭鉱労働者たち

小炭鉱の労働者は2種類に分けられる。正式な被雇用者は少数であり、大半はインフォーマルに雇用された農民工たちである。先にみた2008年の23号文のなかには、「地方人民政府と合併吸収主体の企業は、合併された企業の従業員を優先的に雇用する」と書かれている（2-3行の文字のみである）。たとえ実施されても、対象者は従来のフォーマルな被雇用者たち（その数はごくわずか）だけで、インフォーマルに雇用されている農民工たちは対象外となる。

もともとインフォーマルに雇用されている炭鉱労働者たちは、今回の「国進民退」政策のなかでもまったく言及されていない。彼らはおそらく自動的に失業することとなる。「人間不在」という中国開発モデルの特徴は、「石炭新政」のなかでも依然として健在である。

### 3-4 「国進民退」措置下の「利益主体」

#### 3-4-1 (1) 省内の大型国有石炭企業

山西省政府の23号文と10号文では、合併・買収主体を以下の企業・機関に限定している。すなわち、山西大同石炭グループ、山西粘結炭グループ、陽泉炭業グループ、臨安石炭グループ、晋城無煙炭グループ、中国石炭エネルギー平朔公司、石炭気化公司と石炭管理局である。これらの大型国有企業・機関はもともとそれぞれの縄張りが存在したが、今回は従来の縄張りにもとづいて、合併吸収の地域に至るまではっきりと配分されている。山西省は「政府の手」を動かし、強い地域保護の政策を打ち出したのである。

同時に、山西省内の石炭関連企業も、今回の合併吸収キャンペーンに際して、資本参加の機会が与えられた。23号文では、電力、冶金化工など石炭関連産業における大型企業の資本参加を推奨している（しかし、支配株主の資格はない）。一方では、だが、地元以外の企業で今回の山西省石

炭産業再編に参入できたのは、冀中エネルギー（河北省所属の国有企業）、中煤エネルギーグループ、華能グループ（発電産業中心）（以上ふたつは中央所属の国有企業）など少数の企業に限られる。したがって、山西省政府の今回の改革には、地元国有企業優遇の姿勢が明瞭であった。

従来から、費用の節約のため、省内の発電所は民間小炭鉱の石炭を購入してきた（省内大型石炭企業は、石炭を高く売れる省外市場へ販売するのが通例であった）。しかし、石炭新政によって、省内の民間小炭鉱がことごとく休業に追い込まれた。その結果、2009年の冬には、省内火力発電所は石炭不足に陥り、緊急に省外から高値で石炭を調達しなければならないという皮肉な現象が発生した。

### 3-4-(2) 山西省政府

当該政策の策定者として、山西省政府は、省内石炭産業の安全性と効率性の向上という効果を期待している。もし実現できれば、炭鉱事故などでたびたび問責された省政府の主要幹部たちの「政治的安全性」も確保可能である。しかし、ほんとうに国有企業に安全性と効率性を期待できるのだろうか。疑問視する声が大きいのが実態である。炭鉱業の再編成後、山西省の石炭生産量100万トン当りの事故死者数が大幅に減少した（2009年は0.328）という政府発表があった<sup>10</sup>が、実際には、2008年以降山西省で発生した炭鉱事故には、大型国有企業も含まれている。体制の問題が残っているなかであって、大規模企業だから事故が起き難いと想定することは甘い認識である。また国有企業の効率性はたして民間企業より高いのだろうか。それはすでに改革開放30年の歴史によって反証されているだろう。事実、今回、多くの民間炭鉱主は、国有企業の「効率的経営」に信頼をよせられず、あえて資本撤退を選択したのである。

山西省は、長い間、国内最大の石炭生産基地である。2010年には、山西省の石炭生産能力が史上最高の7.4億トンに達したと発表された。（もっとも2010年には、内モンゴル自治区の石炭生

産量が山西省を上回って7.82億トンに達し、はじめて国内第1位となった）。山西省政府の「国進民退」政策には、国内市場の石炭価格を「政府の手」でコントロールする目的を持っているという指摘も存在する。実際、高度成長期にあって、かつエネルギー消費型生産方式がしばらく変更されないという状況を考えれば、石炭産業の利益率が高いことはやむを得ない（そうでなければ、省外から多くの民間資本が参入することはあり得ないだろう）。

当然、「国進民退」による業界再編成と同時に、産業構造高度化もまた山西省のねらいである。2009年に、山西省は全国に先駆けて、「石炭資源の整合性および石炭関連企業の再編成」の実験省に指定された。その目標は、石炭産業の近代化（いわゆる規模の拡大化、集約化、機械化、情報化）および高付加価値化である。さらに、「第12次山西省経済與社会發展5カ年計画綱要」には、2011年から2—3年以内に、再編成後の炭鉱に対する技術革新を完成させ、4つの億トン級、3つの5千万トン級、11の1千万トン級の石炭生産企業グループを育成するという目標が書かれている。そして、2015年の石炭生産量をほぼ10億トンと予測している<sup>11</sup>。だが、そのことは、既存の国有企業主導の産業構造をいっそう強化させることとなり、民間企業の生存がさらに脅かされることになるだろう。

### 3-5 「国進民退」動向にゆれる中国の市場 経済体制改革

#### 3-5-1(1) 近年の「国進民退」の動向

2005年2月24日、国務院は有名な「非公有経済に関する36か条」（非公有経済の發展を奨励、支持、誘導するための若干の意見）を発表した。しかしその後の5年間に於いて、民間経済の發展は、満足とはいえない状況だった。表3は、近年の「国進民退」動向をまとめたものである。2008年の金融危機が大きな転換点のように思われる。

改革開放30年の節目にあたる2008年に、金融危機が発生している。マクロ経済の活性化のため

<sup>10</sup> 『山西日報』（「山西省政府工作報告」（中国語）、2010年2月5日付）参照。

<sup>11</sup> 「新華ネット」（2011年1月19日付）参照。

に、中国政府は4兆人民元（およそ5,900億米ドル）を「10大産業振興分野」に投下した。その結果、明らかに国有部門の国民経済における地位が強化され、一種の「国進民退」の政策効果が現れた。そして、インフラおよび重工業を中心とした投資は、当然サービス業、軽工業関係の民間主導部門への相対的抑制を意味した。いわば、金融危機をきっかけに、国有部門による資源管理の体制が強化されたのである。市場経済化に向かう体制移行全体の流れの逆行ともいべき現象である。

表3に示したように、山西省の石炭新政のみならず、各地における民間企業の吸収合併が一時期ブームとなったのである（金融危機への対策は、ひとつの「大義名分」のように思われる）。

そこで、2010年3月、国務院常務会議において、国家が民間企業の投資分野および国有企業再編への参入ルートを広めることが新たに強調された。温家宝国務院総理は、国有の独占部門（電信、公共サービス、国防科学技術工業、保障型住宅建

設等）への民間投資の規制緩和策として、投資基準および政府の投資範囲の見直しや、国有経済の配置と構造調整の必要性を訴えた。当該決議は、経済復興のための刺激策（内需拡大、構造調整をめざしている）であると同時に、2008年以降学術界で議論をよんだ「国進民退」政策への、政府としての、対応でもある。

前述のとおり、山西省の石炭新政には、「国進民退」と同時に、「地元企業優位」の政策姿勢が明瞭に認められる。また、その後各地で実施された産業政策にも類似的動向が確認できる。そうした動向に対して、2010年9月6日、国務院から「企業合併再建に関する意見」が出され、地域封鎖および市場分断を招くような合併再建行動の禁止が規定された。

### 3-5-(2) 市場経済体制のふたつの柱

市場経済体制の進行には、ふたつの柱が不可欠

表3 近年の「国進民退」動向について

時期	事例	背景
2008年以降	山西省の炭鉱業再建で、国有企業による民間企業の強制的買収が行われた。	小炭鉱現象の消滅が政策目標。
2008年以降	金融危機の特別対策として拠出された4兆元の中央財政資金の大部分は、国有企業へ投下された。	金融危機対策としての財政出動。
2008年以降	中央所属の国有企業が、不動産開発を目的とする土地競売において、最高値で落札することが各地で多発。	4兆元の財政支出の一部は不動産業にも流れ、不動産バブルに拍車をかけた疑いが認められる。
2009年7月	中国食糧グループは、蒙牛乳業グループへ資本参加し、20%の株式を保有して、最大の株主となった。	蒙牛乳業は他の酪農企業と同様、2008年に発生したメラミン中毒事件によって批判の嵐に晒された。
2009年以降	航空業界における民間資本の敗退。2005年、国家民航局は民間資本の航空業界への参入を認めた。十数にのぼる民間航空会社が相次いで創設された。しかし、2010年現在、大多数の民間航空会社は、財務等種々の問題で休業となった。そのうち2009年6月、東星航空は倒産を宣告された。良好な航空機資源を持つ鷹聯航空は、2010年1月に国有化され、成都航空公司に改名された。また2010年3月、深圳航空は中国国際航空会社に吸収合併された等。現在生き残っている民間航空会社は奥凱、春秋、吉祥等数社を数えるのみである。また、海南航空は、国有航空会社との市場占有率競争を回避するため、多角化経営に励むようになった。	(1) 環境要因：経済危機による需要の減少（さらに、今後は、高速鉄道との競争がますます激しくなる可能性がある）。 (2) 国家政策：航空機等の資源配分における国有航空会社への傾斜が認められる等、公平な競争メカニズムが欠如している。 (3) 内部要因：出資企業のコーポレート・ガバナンスにもともとつながり、性急な拡張路線が資金不足につながった。また、航空業経営のノウハウの不足、短期間の固定費用低下の困難さが認められる。

出所：各種資料により筆者作成。



である。ひとつは、経済体制の側面における私有化の推進および私有財産権の保護であり、もうひとつは、政治体制の側面における立憲体制の確立である。前者は市場競争の有効性を保証する重要な柱であり、後者は権力による侵食を防ぐ防波堤である。

現状では、中国の市場経済は「特権資本主義」になっているのではないかという議論が注目を集めている。だが、われわれは、健全な市場経済体制にはいったい何が必要なのという検討を試みるべきものと考ええる。

#### 4. まとめ：「晋商」時代の山西省をふりかえる

本稿は、山西省という中部地域に立地する資源大省の持続可能な発展問題に注目し、その開発における問題点ならびに脱却の可能性を探ってみたものである。

##### 4-1 「小炭鉱現象」から何がわかるか

「小炭鉱現象」とは、事故の多発、環境の汚染、資源の浪費、官僚の腐敗等さまざまな問題の複合的な発生を示す事例である。その意味で、本稿では、「小炭鉱現象」を、政治、経済、環境等の諸

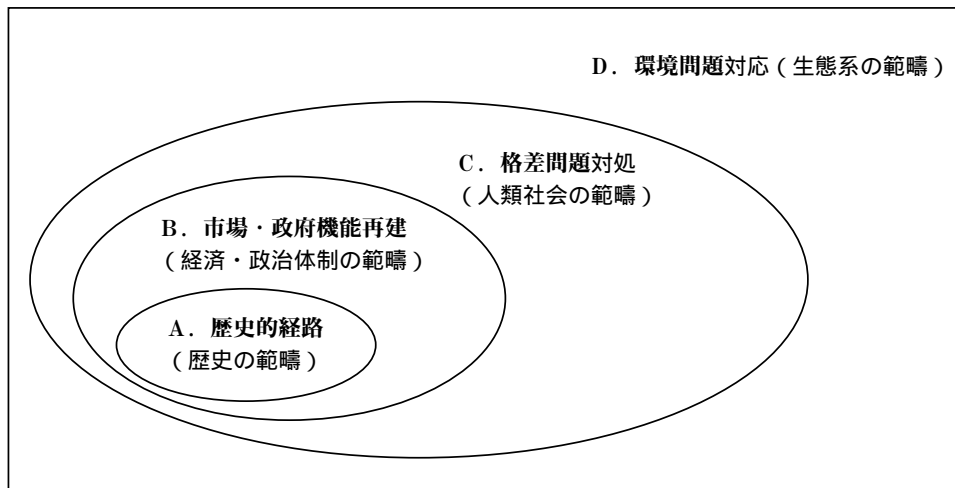
問題が複雑に関わる一大「生態系」とよんだのである。

小炭鉱の事故多発問題の生成要因を、「小生産規模、遅れた生産手段」に帰着させた山西省政府は、「小炭鉱消滅」を目的とする石炭新政を打ち出した。しかし、本稿はそうではなく、むしろ小炭鉱現象を引き起こす体制的要因に目を向けるべきであることを述べた。すなわち、外的には、「エネルギー消費型中国開発モデル」の存在であり、内的には「石炭資源利用における各種体制問題」の葛藤である。「小生産規模、遅れた生産手段」を採用した小炭鉱とは、体制的要因から発生する「結果」と理解すべきであろう。したがって、小炭鉱現象の抜本的な見直しに際しては、エネルギー消費型開発モデルと各種体制問題の転換こそ不可欠の鍵である。

##### 4-2 山西省「内的発展モデル」の構築に向けて

中国のエネルギー消費型開発モデル、および小炭鉱現象をめぐる各種体制問題が転換期を迎えている。それは、同時に、山西省にとって新しい「内的発展モデル」の構築が必要であることを示している。図7は、そのために必要な4つのポイントを提示したものである。だが、われわれは、「小炭鉱現象」が象徴する山西省の開発モデルは

図7 「内的発展モデル」への道程



出所：筆者作成。

中国開発モデルの縮図にすぎないことを理解する必要があると考える。したがって、当該4つのポイントは、山西省が「内的発展モデル」を構築する際のポイントというだけではなく、中国開発モデルが「内的発展モデル」へ転換する場合の重要なポイントでもある。具体的には、以下のとおりである。

第1は、歴史的経路の再検討（歴史の範疇）というポイントである。

山西省の経済にとって、石炭依存型発展は必然的なパターンというべきものだろうか。本稿で検討をすすめたとおり、「晋商」の歴史をみると、明らかにそうではない。現在の石炭依存型発展パターンの形成は、基本的には、1949年以降の中央政府の発展戦略に依存してできあがったものである。いいかえれば、山西省の「経路」が中央政府によって強制的に変更させられたという経緯が認められる。山西省の持続可能な発展を考える場合には、したがって、「重層的経路」という歴史的遺産と向き合う必要が存在する。このような「重層的経路」を適切にとらえ、発展戦略に導入した上で、開発モデルを「内的発展モデル」に転換させることが、山西省の戦略的課題に他ならない。「小炭鉱現象」および「国進民退」の議論に悩まされている山西省は、依然として「外的発展モデル」の段階にとどまっているといわざるを得ない。

第2は、市場および政府機能の再建（経済的および政治的体制改革の範疇）というポイントである。

この課題は、体制移行の中国における中心的テーマであり、当然一気に解決可能な問題ではない。30年間の改革を経験した現時点で、急務として浮上してきた課題を、節を改めて、簡単にまとめてみることにする（後述）。

第3は、格差問題への対処（人類社会の範疇）というポイントである。

非正規雇用の労働力を使い、安全と健康を軽視する「小炭鉱現象」の発生は、格差社会の現状を如実に物語っている。炭鉱労働者の貧困と人権問題の解決は、「内的発展モデル」が内包すべき重要な課題である。発展の究極の目的は、あくまでも「人間の現代化」であることを忘れてはならない（それは、転換期の中国開発モデルの課題でも

ある）。

第4は、環境問題への対応（生態系の範疇）というポイントである。

低炭素社会のスローガンが叫ばれている現代社会において、環境問題はいうまでもなく重要な政策課題である。しかし、従来の中国開発モデルでは、環境費用の軽視が低生産費用の源泉となっていた。そして、本稿でとりあげた山西省の場合においても、「小炭鉱現象」で現れた資源の乱用と環境の破壊ならびに「資源枯渇都市」の浮上等、さまざまな環境問題が存在している。「内的発展モデル」は、人間社会と自然の調和を実現させるモデルでもある。

上記、第3の「格差問題」と第4の「環境問題」は、第2のポイントとして述べた「市場・政府機能の再建」と深く関わっている。さまざまな経済的、社会的問題は、経済社会システムの産物と同時に政治システムの産物でもある。いうまでもなく、政治システムは官民関係および中央地方関係を決定する基本的枠組みとして、経済および社会的活動と深く関わるものである

#### 4-3 市場・政府機能の再建：法治社会の確立をめざして

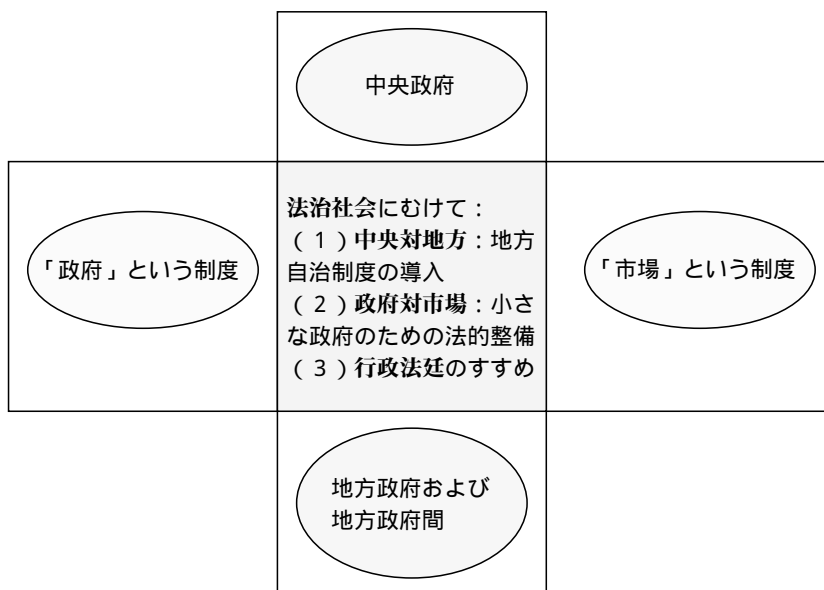
本稿において分析対象としてとりあげた、山西省の「小炭鉱現象」は、体制移行期における中国の「政府と市場」、「中央と地方」、および「地方政府間」の関係を観察する格好の事例である。われわれは、当該事例をつうじて、法治社会のもとにおける市場・政府機能の再建の必要性を強く主張したい。市場経済体制の確立をめざす中国では、取引費用を軽減させ、資本の大規模な機能に対して担保を与える法的枠組みの役割がきわめて重要である。

具体的には、次の3点すなわち、(1) 中央対地方の関係（地方自治制度の導入）、(2) 政府対市場の関係（小さな政府のための法的整備）、そして(3) 行政法廷のすすめ、である（図8）。

##### 4-3-1(1) 政府対市場の関係：小さな政府のための法的整備が急務

山西省政府の石炭新政にみられる政策策定の姿

図8 市場・政府機能の再建：法治社会の確立をめざして



出所：筆者作成。

意性は、財産権の侵害、市場取引費用の増大など、さまざまな結果を招いた。だが、同じ政府主導の体制をとりながら、つねに安定した産業政策を提示してきた日本の「産業構造審議会」は、良好な役割をはたしてきた。中国の中央各部および省政府にも、外部委員（専門家、業界関係機関の代表者、公益委員等）を招く「産業構造審議会」の常設を提案したい。

同時に、市場経済体制にとって、法治の仕組みが内包されている必要がある。法治という仕組みを軽視すれば、当然市場の失敗が発生する。また、この種の「市場の失敗」の原因は「政府の失敗」と密接に関わる。なぜなら、制度としての「市場」と「政府」はコインの両面の関係にあり、政府の役割は「市場」の機能と不可分だからである。いっそう明確に言えば、政府の役割は健全な市場経済体制のための法的整備を整えることに他ならない。山西省でみられた「国進民退」のような政策は、「市場」の機能を弱体化させるものであり、市場経済化にとって逆コースであって、合理性と正当性に欠けている。逆に言えば、小さな政府のための法的整備が適切になされれば、民間企業でも事故発生率を低く抑えられるはずである（例えば、アメリカ合衆国で最大の炭鉱は民間経営であ

る）。

#### 4-3-2 中央対地方の関係：地方自治制度の導入が鍵

1949年以降の中国の中央地方関係は、おおむね、ふたつの段階に分けられる。第1段階は、1949-1978年の中央集権体制であり、第2段階は、1978年から現在に至る「地方分権体制」である（ただし、このなかで、1980年代から1993年まで一分税制導入前は、「財政連邦主義」ともいわれる「諸侯経済」の時期が存在した）。

それでは、今後の中国の中央地方関係はどのような方向にすすむべきなのだろうか。

中国の「地方分権」は、外国の（例えば、1990年代以降の日本で議論されたような）「地方分権」とは意味が異なる。前者の場合は、実のところ、中央集権の変形であり、「分権」と「集権」の間にはっきりした境界が存在しない。それに対して、後者の場合には、正しい意味での地方自治制度が存在し、地方分権の動向は地方自治という法的枠組みの変化を伴う（法制度の改正によって実現する）。

本稿でとりあげた「小炭鉱現象」の背後には、

中央地方間の不完全な財税制制度が存在する。財政権が中央へ集中していくのに対して、事務責任は基礎政府に残されたのである。「財政権と事務責任の非対称性」が顕著化したもとので、地方政府は「小炭鉱」温存の姿勢に傾いたといつてよい。

財政権と事務権（事務責任）の非対称性の「拡大」は、権威主義的分税制に起因するものであり、今後の分税制の見直しは、立憲的な意味での地方自治制度の導入とリンクすべきものである。固有の事務権、分税制による固有の財源（財政権）および地方の首長と議員の直接選挙（人事権）の「三権一体」が当該制度の基本に他ならない。

立憲的な地方自治制度の導入は、人治社会から法治社会（中央地方政府関係は法的枠組みにもとづいて決められる）へ向かう動向において、重要な一歩を形成するものである。

#### 4-3-3 行政法廷のすすめ

政府と市場の関係および中央地方政府間関係を「法治化」させるプロセスにあつて、フランス発の行政法廷の中国への導入は、適切な一歩という役割をはたすだろう。なぜなら、中国は世界最大規模の政府機関および公務員を持ち、法治社会に向けて、縦と横の政府間関係ならびに政府民間の関係を、法的枠組みにもとづいて調整しなければならないからである。膨大な行政訴訟の数とその専門性に照らして考えると、通常の裁判所まかせというよりも、むしろ行政法廷を発足させる方が適切である。

行政法廷の発足は、中国における政府民間関係および地方政府間関係の「法治化」に大きく貢献することとなろう。例えば、本稿でとりあげた山西省の「石炭新政」は、政府と民間関係、地方政府間関係をかなり動揺させることとなったが、それぞれの主張を行政法廷での裁きに委ねることは、解決へのひとつの道であらう

本稿の分析における問題意識は、山西省の持続可能な発展モデルの構築に他ならない。「重層的経路」に関する分析をつうじて、強制的な経路の変更による現在の外的発展モデルの形成過程を俎上にのせてみた。それは、一大生態系としての山西省の小炭鉱現象の生成要因は、規模と技術水準

の問題というよりも、中国のエネルギー消費型開発モデルおよび種々の石炭管理体制に根本的な原因が存在することを示している。

また、小炭鉱現象の解消を目的とする山西省の石炭新政をめぐることは、損失主体と利益主体がそれぞれ存在し、かつ複雑な利害関係の葛藤が存在している。市場経済体制のさらなる進化の必要性を示唆しているといえるだろう。具体的には、政府と市場の関係、中央と地方の関係の再構築が焦点となる。そして、政府対市場の関係においては、小さな政府のための法的整備が急務であり、中央対地方の関係においては、地方自治制度の導入が鍵となるものと思われる。

市場経済体制のさらなる進化のもとで、「晋商」という「経路」を持つ山西省の「内的発展モデル」への回帰は、十分に可能であるものと考えられる。

(\*) 本稿に関する研究を行うにあつて、(順不同に)「上海哲学社会科学企画プロジェクト」(課題番号: 2007BJL002)、「中国教育部人文社会科学企画プロジェクト」(課題番号: 08JA790021)、「中国教育部人文社会科学重点研究基地重大プロジェクト」(課題番号: 2008JJD710094)、「中国教育部哲学社会科学重点プロジェクト」(課題番号: 07JZD0008)、および科学研究費補助金(課題番号: 20530242)の助成をいただいた。上記諸事業に対して、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げたい。

陳 雲: 復旦大学国際関係與公共事務学院副教授

森田 憲: 広島大学名誉教授

#### 参考文献

- 阿祥(2005)、「血を帯びた黒金の氾濫と災難」(中国語)、『中国郷鎮企業』(中国語)(第12期)。  
包全永・蘇明・傅志華(2006)、「中央と地方政府のエネルギー財税制体制に関する提案」(中国

- 語)、『経済研究参考』(中国語)(第14期)。
- 陳耀(2007)、「わが国石炭産業の展望：政策と価格分析」(中国語)、『中国のエネルギー』(中国語)(第9期)。
- Chen, Yun (2009), *Transition and Development in China: Towards Shared Growth*, Farnham, Ashgate Publishing.
- 陳雲・森田憲(2009)、「もの作りの上海、ごみ作りの浙江：循環経済における上海モデルと浙江モデル」、『広島大学経済論叢』、第33巻第1号(7月)。
- 陳雲・森田憲(2010a)、『中国の体制移行と発展の政治経済学』、東京、多賀出版。
- 陳雲・森田憲(2010b)、「長江デルタ地域における「経路依存」と「脱経路依存」のダイナミクス」、『広島大学経済論叢』、第34巻第2号(11月)。
- 崔民選(編)(2006)、『中国エネルギー発展報告書(2006)』(中国語)、北京、社会科学文献出版社。
- 楚刃(2008)、「中国炭鉱事故行政問責の現状と対策」(中国語)、『重慶工学院学報(社会科学)』(中国語)、第22巻第4期。
- 高福生(2006)、「官煤資本撤回の最終期限はなぜ輪ゴムになったか」(中国語)、『中国青年報』(中国語)(5月)。
- 胡文瑾・陳義・潘祝平(2009)、「山西500炭鉱は国有企業に合併され、温州投資家は補償を期待」(中国語)、浙江省HP(<http://news.zjol.com.cn/>)(9月23日)。
- Huntington, E. (1915), *Civilization and Climate*, New Haven, Yale University press.
- Huntington, S. P. (1968), *Political Order in Changing Societies*, New Haven, Yale University press.
- 李北方(2006)、「石炭採掘権の禍」(中国語)、『南風窓』(中国語)(第21期)。
- 林毅夫・蔡方・李周(1994)、『中国の奇跡：発展戦略と経済改革』(中国語)、上海、上海三聯書店・上海人民出版社(杜進(訳)(1997)、『中国の経済発展』、東京、日本評論社)。
- 森田憲・陳雲(2009)、『中国の経済改革と資本市場』、東京、多賀出版。
- Morita, Ken and Yun Chen (2010), *Transition, Regional Development and Globalization: China and Central Europe*, New Jersey, World Scientific Publishing.
- Myrdal, G. (1968), *Asian drama: an inquiry into the poverty of nations*, New York, Pantheon Books.
- Nan, Lin (2001), *Social Capital: A Theory of Social Structure and Action*, Cambridge, Cambridge University Press.
- North, D. (1990), *Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge, Cambridge University Press.
- 秦暉(2003)、『伝統十論：本土社会の制度、文化および変革』(中国語)、上海、復旦大学出版社。
- Spero, J.E. (1990), *The Politics of International Economic Relations*, New York, St.Martin's Press.
- 孫宏波・高春平(2009)、『論商文化探究』(中国語)、天津、天津人民出版社。
- Toynbee, A. J.(1934-1961), *A Study of History*, <http://www.oup-usa.org/isbn/0195050800.html>
- 王秀強(2010)、「国進民退2年：山西石炭改革に関する数値の秘密」(中国語)、『21世紀経済報道』(中国語)(9月21日)。
- 魏光奇(2004)、『官治と自治—20世紀前半期における中国の県制』(中国語)、北京、商務印書館。
- World Bank, *World Development Report*, New York, Oxford University Press, Annual.
- 吳敬帥(1998)、『当代中国経済改革』(中国語)、上海、上海遠東出版社(青木昌彦(監訳)、日野正子(訳)(2007)、『現代中国の経済改革』、東京、NTT出版)。
- 吳軍華(1995)、「改革期における成長地域の類型化」、総合研究開発機構(編)、『中国の地域経済格差と地域経済開発に関する実証研究：中国の地域経済開発(2)』、東京、総合研究開発機構。
- 夏陽(2009)、「山西石炭再建における百億黒金の背後」(中国語)、『鳳凰週刊』(中国語)(第31期)。
- 周建軍(2007)、「山西：至急解決すべき資源の呪い」(中国語)、『中国改革』(中国語)(第3期)。
- 張蓮蓮(2007)、「山西炭鉱財産権改革に関する考察」(中国語)、『中国石炭工業』(中国語)(第

2期)。

国家發展與改革委員会 (2007)、『石炭産業發展第  
11次5カ年計画』(中国語)、北京、国家發展  
與改革委員会。